

第七十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十四号

昭和四十九年三月十四日(木曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君
理事 小山 省二君
理事 中山 利生君
理事 山本弥之助君
片岡 清一君
木村武千代君
前田治一郎君
井岡 大治君
小川 省吾君
多田 光雄君
小川新一郎君
折小野良一君

参考 西学院大学 橋本 徹君
参考 関東学院大学 坂入長太郎君
参考 東京大学 教授 日原 正雄君
参考 地方行政委員会 調査室長

委員の異動
三月十一日
参任 愛野興一郎君
同日 松浦周太郎君
同日 補欠選任 愛野興一郎君

出席政府委員

自治大臣官房審議官 山下 稔君
自治省税務局長 首藤 堯君
委員外の出席者
参考 全国知事会 津田 文吾君
参考 全国市長会 竹内 義治君
参考 全国町村議会 岡部 光佑君
参考 日の出村議会議長 山中 末治君
参考 京都市八幡町 桜井 康信君
参考 横浜市議会 萩田 保君
参考 早稲田大学 和田 八束君
参考 立教大学教授 八束君

同日 補欠選任 早川 崇君
同日 補欠選任 大野 市郎君
同日 補欠選任 江崎 真澄君
同日 補欠選任 難尾 弘吉君
同日 補欠選任 松澤 雄藏君

同日 補欠選任 島田 安夫君
同日 補欠選任 片岡 清一君
同日 補欠選任 住 栄作君
同日 補欠選任 愛野興一郎君
同日 補欠選任 保岡 興治君

同日 補欠選任 谷口善太郎君
同日 補欠選任 林 百郎君
三月十一日
消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(予)
同日
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

伊能委員長 これより会議を開きます。
内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案について参考人から意見を聴取することにいたしました。
参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。
この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の皆さまには御多用のところ、当委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べ願いたいと存じます。
なお、議事の順序は、初めに参考人の方から御意見を約十五分程度お述べいただきまして、次に、委員諸君からの質疑に対し、御答弁をお願いいたします。

それでは最初に、津田参考人をお願いいたします。津田参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

津田参考人 神奈川県知事の津田でございます。
議員各位におかれましては、地方行政の諸問題につきまして、日ごろから深い御理解と御協力を賜わっておりますことを、まず、この席をおかりしまして、深く感謝申し上げる次第であります。
本日は、明年度の地方税法の一部改正案につきまして意見を申し述べようとのことでございますが、私は今回の改正法案に賛成の立場から、関連する地方税財政の諸問題を含めまして意見を述べさせていただきます。

最近、私どもに対する住民の要望は、高福祉社会の実現を期待して著しく増加してきております。私どももいたしましては、このような住民の強い要望にこたえて、立ちおくれしている生活関連社会資本の整備、社会福祉施策の充実等の積極的な推進の必要に迫られており、今後、地方財政の重要性はますます高まってくると思われま

したがつて、このような事態に対処していくためには、地方税の充実強化に重点を置き、地方交付税についても、所要額の確保につとめ、今後の地方財源の充実拡大をはかっていかなければならないと存じます。

このような観点から見ますと、明年度の地方税法改正案の内容は、かなり改善されており、一応の評価をしてよいのではないかと考えております。しかしながら、国は、国税についての政策減税と同趣旨により、地方税の減税を行なうこととしておりますが、これに伴う地方財源の補てん措置が十分ではありません。減税自体は、住民の要請にこたえるためのものとして賛意を表するものであります。その減取による自主財源の低下につきまして、政策減税を立案する国の責任においてこれを防ぎ、補てんするというルールを確立する必要があると存じます。将来は、十分この点御配慮を願

いたいのと存じます。

まず、法人課税であります。これにつきまして、社会資本の充実をはかる見地から、法人税及び法人住民税の税率の引き上げが行なわれ、法人の税負担も国際水準並みに強化することとされたことは、私どもかねてからの要望が取り入れられたものであり、賛意を表したところであります。ただ、今回の措置により、都道府県分の税率が低下したのは遺憾であり、今後、法人課税に対する国と地方との現行配分比率を抜本的に改めることにより、地方への配分を拡大する必要があると存じます。

また、地方道路整備の特定財源につきまして、地方道路税、自動車取得税及び自動車重量税の増税という形で充実されることになりました。が、長年引き上げを要望してきております。軽油引取税、これは私の記憶するところでは、昭和三十一年に定められたそのままの姿で据え置かれておると存じますが、私どももいたしましては、この点、この引き上げの要望にこたえていただけなかったのはきわめて残念なことだと存じます。地方の道路事業費中に占める道路特定財源比率は、国に比べかなり低いことを考慮され、今後当然に、軽油引取税の増徴についても、ぜひとも配慮していただく必要があると存じます。

次に、今後のとるべき方策について、要望を含めて、述べさせていただきますと存じます。

まず、その一は、都道府県の公害対策経費が年々増大しており、これに対応する財源措置として公害対策の目的税をぜひ創設する必要があるというところであります。このことにつきましては、重油消費税等に関連いたしまして地方制度調査会においても意見が出され、知事会としても要望しているところでありまして、今後よろしく御検討をお願い申し上げます。

その二は、知事会が繰り返し要望しております。事業税の課税標準のあり方の問題についてであります。御承知のように、事業税の課税標準は、一部の業種を除き、所得金額によることとされてお

りますが、事業活動に対して賦課するという事業税の物税としての性格から見ても問題があります。付加価値なり収入金額なり、その他の外形基準の導入について、今後十分な検討をお願いしたいと存じます。

その三は、今回見送られた事務所事業税の創設を実現する必要があるということであるということとあります。これは全国の都道府県全体にかかわる税金ではありませんけれども、人口、企業等の著しい集中により、都市機能の低下が目立っており、大都市及びその周辺地域の税源の充実をはかるということと、ぜひ将来の実現を期待する次第であります。

その四は、国の租税特別措置についてであります。租税特別措置が地方税に及ぼす影響は非常に大きいので、常に既得権化や慢性化を排除する方向で検討を加えるとともに、国の行なう特別措置が自動的に地方税に影響を及ぼすことのないよう、することがぜひ必要であろうかと存じます。その点、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、この機会に明年度の地方財政の運営についてお願い申し上げます。明年度の地方財政の運営につきましては、地方公共団体といたしまして、きびしい経済情勢に対処し、この危機を克服していくため、国の総需要抑制の方針に沿って努力しているところであります。しかしながら、地方公共団体においては、前にも申し上げましたとおり、社会福祉施策の充実、生活関連公共施設の整備、高校急増対策、さらには緊急民生安定対策等、住民サイドに立った行政需要の要請が、きわめて強く、これらの要請にこたえるための財源確保対策に苦慮している実情であります。このような状況にかんがみ、今後の社会経済情勢に即応して、最近の諸物価の高騰に伴う地方超過負担の解消措置であります。これは御承知のように、国におきまして、昭和四十七年の時点で、ある特定の項目につきまして、実態調査が行なわれ、四十八年度と四十九年度、二カ

年度にわたって解消措置が講ぜられつつあるわけでありまして、その後の異常な物価の高騰というところによって、さらに超過負担が新しい形で加わってきておるといふ点についての御配慮をお願いしたいと思っております。

なお、そのこととあわせましてぜひお願いしたいことは、地方債計画の弾力的運用ということとあります。これにつきましては、前年度、四十八年度と総括において、あまり増額の措置がとられていないようでありまして、内容的に見ますと非常に問題が含まれている。特に一般公共事業債に対する充当率は、六〇%が二〇%に急減する、こういうこととあります。そうなりますと、それは勢い地方の一般財源でそれを負担せざるを得なくなる、こういう新しい事態が困った形で出てくるわけでありまして、今後の地方税の収入の見通しがきわめてきびしく、しかも不安定な形に置かれておるわけでありまして、今後の推移いかんによっては、あらためて検討を直していただきたいと思います。この点、特に地方所要財源の今後の確保措置としてひとつ格段の御配慮をお願いをしておきたいと思っております。

本県の例でまことに恐縮でございますが、高等学校の急増ということに例をとってみましても、神奈川県だけで昭和五十五年までに約六十校ふやさなければいけません。しかも計算上、一学年十二学級という、三学年でありますから三十六学級という大規模の高校、計算をしてもそれだけの高校をふやしていかなければいけないということとあります。そうしますと、毎年七校、八校、あるいは八校、九校ずつ一つの県でふやしていかなければいけません。土地の取得だけでも、御案内のような地価の状況からいたしまして、二十億あるいはそれ以上かかるわけでありまして、それ以上もの建物の費用を加えますと、三十億、三十億、これを一体何でまかなっていくのかということになります。やはり地方債のワケを弾力的に運用をいたされまして、そういった異常な事態、税収

が、私どもが地方財政計画で考えられているようなその程度の収入も得られなくなつたということになります。これはたいへんなこととあります。もうひとつ、地方債に対する備えをいたしまして、この地方債というものをもう少し幅のある形で、ひとつお考えをお願いいたします。

以上、いろいろ申し上げたいことをかいつまんで申し上げたのでありますが、時間の関係もございまして、その他申し上げたいこともありますが、この程度にさせていただきます。

なお、最後に、地方税法の改正案は、地方の条例改正等の諸手続を急ぐ必要がございますので、ぜひ年度内の早い時期にその成立を期していただきたいと存じます。

以上、都道府県の立場から率直に所信を申し上げた次第でございます。(拍手)

○伊能委員長 次に、竹内参考人をお願いいたします。

○竹内参考人 御紹介をいただきました全国市長会を代表いたしまして公述を申し上げます。

まず、先生方に地方行政の問題につきましていろいろ御配慮を賜わっておりますことを、市長会といたしまして感謝を申し上げます。

私は、本改正案に賛成の立場で公述を申し上げます。

今回の改正は、多年、都市が要望しておりました法人税制の増強、道路目的財源の充実等、都市財源の充実強化に、ある程度税制改正で強化されてまいりました点は、私ども高く評価をいたしている点でございます。また、個人住民税の課税最低限の引き上げ等、住民負担の均衡を内容としておるのでございまして、この法律案には賛成をいたしております。

そこで、ただいまも知事さんが申されましたように、特に先生方にお願ひ申し上げたいのは、今回の税制改正の中で、特に固定資産税の小住宅軽減措置につきましては、非常に複雑な課税手続を

必要といたします。御承知のように、固定資産税の課税につきましては四月一日に縦覧をしなければなりません。したがって、私どももいたしましては、年度内の早い時期にこれらの成立をお願いいたしませんと、やはり税金を課税する面につきましては、適当ではないような状態が生れることを心配するものでございます。特に今回の税制の改正手続及びそれらの計算につきましては、電子計算機を使用しても非常に複雑な手続を要しますので、その点、実際の事務を取り扱いまする末端地方自治団体の立場をひとつ御考慮賜りまして、この法律案の御制定にあたられますは実情に即した審議をひとつお願いを申し上げます。特にこの点、お願いを申し上げる次第でございます。

そこで、今回の税制改正につきまして、いろいろ私どもが多年御要望申し上げておる点につきましてはお十分でないような点がございまして、その点を率直に申させていただきますと思っております。

都市税源としての法人所得に対しまする法人税割を増強されたことはまことにありがたいのでございますが、御承知のように、法人所得に対しまする実効税率の中におきまする市町村分はいままでは二・七二%程度でございました。今回の改正で四%に引き上げられたのでございますが、なお国税の三三・〇%、都道府県の二二・四三%に比べて非常に低い数値でございまして、御承知のように、都市はいろいろな企業を集中しております。またそのために要しまするいろいろなサービスも必要でございます。それから起きてまいりまする住民の人口集中に対応いたしまする社会資本の充実も必要でございます。さらに今後の問題といたしまして、都市におきまする弾力的な税源といたしまして、法人税割をさらに強化をいたしたいというところをお願いを申し上げます。

次いで、個人住民税の問題について少し申し上げてみたいと思っております。

個人住民税の課税最低限の引き上げは、これは所得税の最低限の引き上げとも関連をいたしまして、私どもは当然行なわれる措置であろうと思っております。ただ、この結果こういう現象が起きております。昭和四十七年度の自治省の御調査によりまして、登録人口に対しまする所得税割を納めておる人の比率が三〇%以下の市町村が七八・九%にも達するというところ、言いかえれば、均等割だけの市民だけと申しても過言でないような市町村が非常に多くなっている。所得割を取らうにもそういう階層がおらない小さな市町村もたくさんあるということでございます。そういうところは均等割だけである。あとは全部交付税でまかなっていかねければならぬ、こういう状態が生まれてまいります。

その点につきましてはいろいろと税制調査会等でも御検討をいたしておるところでございますが、御承知のように、現行均等割といえますのは昭和二十九年に改正されて以来今日までずっと据え置きのままです。二十九年度の改正で、人口五十万以上は年六百円、五万から五十万までは四百円、五万未満の都市は二百円。まあ、今日の物価から考えてみまして、市町村の会員と申しますか、会員の会費みたいなものでございまして、年に二百円払ったら市町村の会員であらゆるサービスの供与を全部受けられる、こういうことでは市町村財政はどうにもならない。しかし、この均等割を引き上げますと、最も所得の低いところだけ増税という形になりますので、市長会のほうでも直ちにもっとこれをふやしてやらなければ困るという市町村もございまして、あるいはそういう今日の状態から見て増税をするのは望ましくないと問題もございまして、結論は得ておりませんが、ただ、多くの小さな市町村におきましては、こういうことではもう住民と税金でつながるような負担分任の問題というものは全く軽視されてしまうので、この際に住民税の均等割の性格をもう一度洗い直してもらって、抜本的に住民税そのものを再検討すべきではないだろうか。一体、

負担分任の精神と納税とはどこでかみ合うのか。二百円というような少額で——今日町内会費でも百五十円、二百円を取るわけです。PTAの会費でも百円くらい取るわけです。年に二百円という数字というものはたして適当なのかどうか、ここらあたりは将来の問題としてひとつ御検討を賜りたい、かように考えるわけです。そのような、ことに過疎零細市町村の立場におきまする税制もひとつお考えを賜りたい、かように考えるわけでありまして。

その次、もう一つは、根本的な問題でございますが、固定資産税につきましては、評価がえの結果、大都市近郊におきましては急激な課税負担が行なわれましたので、今回負担調整措置が行なわれまして、私どももこの点については賛意を表しておるわけでございます。

ただ問題は、非常に複雑な固定資産税の体系になってまいりました。小住宅、あるいは個人の非住宅用のもの、あるいは法人の持つもの、このように非常に複雑な税制体系になってまいりました。さらに加えて、国の土地政策から土地保有税も実施される。また農地課税の問題もある。非常に目的別に税率が複雑になってしまっておりまして、賦課事務がたいへん困難でございます。そこで固定資産税の問題につきましては、国のほうでは、一つは土地政策の面から考えられるところ、あるいは地価対策の面から考えられる土地税制、あるいは住宅政策とからみ合った土地家屋の税制、こういう面から考えられるのと、本来市町村の安定した財源として、税源としてとらえられる面と、いろいろなものがあるが、今度になって、今日のような複雑な体系になっておるものと承知いたしておるわけです。

こういう状態が続きますと将来は非常に混乱を招くと思っておりますので、やはりこの際、もちろん今日の状態でございまして、土地対策あるいは住宅対策、地価対策というものを無視することはできませんが、固定資産税の税制そのものにつきましては、あらゆる点から、五十一年の評価がえ

までに確固たる御方針をひとつ御確立を賜わりたいと、かように考えるわけでございます。非常に私どもも困りますのは、いろいろな面であれは減税するのかもしれない、いろいろな面で今度増税する。増税して上がり過ぎたらまた下げる。まるでアップダウンクイズみたいになって下がり下がり、これでは住民も困りますので、ひとつ安定した税制体系をお願い申し上げます。

その次に、今回私どもが見のがすことのできない大きな問題は、電気ガス税が分離されたことでございます。もちろん、電気ガス税が分離されたのはいろいろな御経過があると思っておりますけれども、私どももいたしましては、都市的価格の上から所得課税の補完的な財源として安定した財源でございます。電気ガス税が分離されたことは、将来電気税は発電所税とのからみ合いで、ある程度これは別な体系に持っていくられるんじゃないだろうか、あるいはまた物価その他の面からこういうものは減税されるものではないだろうか、こういう心配をしております。こういう点は、市町村の安定した財源として、現在程度の税率をもって、もうあまりいじくれないようにお願いを申し上げます。かように、考えるわけでございます。

なお、先ほど知事さんも申されましたように、根本的には、都市へ集中いたしまする産業、人口の集中に対応いたしまして、大都市はもういまやどうにもならない状態まできております。これを回復するためには大都市の再開発手段以外に方法がないと思っております。そのためには、やはり大都市の集積の利益をもって集まっておりまする法人企業その他等に対しましてはある程度、ごんぼろういたしまして、大都市地区所在の事務所、事業所に対しては一定の課税を行ない、これを原資といたしまして大都市の都市秩序を回復する必要があると思っております。この点に關しましては国会の附帯決議もあるようでございますので、ぜひ実現をされますようお願いします。

でございますのでたいへんむずかしい問題でございます  
まいしょうが、これまた知事さんがおっしゃいます  
したように、道路目的財源といたしましての燃料  
課税の強化でございます。特に燃料課税につきま  
しては、市町村はその恩恵にあずからないわけ  
でございます。しかし、全国にございます市町村  
道の整備は最も立ちおくれた社会資本の状態に  
ございますので、したがって、燃料課税につきま  
して御検討を賜わる際におきましては、市町村道の  
充実強化を十分でございますように御配慮を賜わり  
たいと思っております。

以上、はなはだ簡単でございますでしたが、供述を  
終える次第でございます。ありがとうございます。  
た。(拍手)

○伊能委員長 次に、岡部参考人をお願いいたし  
ます。

○岡部参考人 全国町村議長の岡部でございます  
す。

地方行政委員会の諸先生方には、町村行政財  
策推進につきまして日ごろから格別の御配慮を  
いただいておりますことを、この機会に厚く御礼を  
申し上げます。

地方税法改正案につきまして意見をというこ  
とでございますが、ただいままで知事さん、市  
長さんからいろいろ御発言がございました。の  
で、私がつけ加えることはあまりございませんが、  
町村議長会で日ごろからお願いを申し上げてお  
りますことについて、三申し上げてみたいと思  
います。

御案内のとおり、現在の異常経済のもとで、明  
年の財政運営はたいへんきびしく困難なものが予  
想されます。特に町村は、立ちおくれのはなはだ  
しい生活関係社会資本の整備充実をはじめ、社会  
福祉諸施策の充実、過疎過密対策の推進等、住民  
生活に直結した緊急課題をかかえまして、財政需  
要の増加は避けられないところでございます。そ  
こで、かねがね私も町村の自主財源の充実を  
要望しているところでございますが、どうして  
も町村は有力な税源が乏しい関係もありまして、

町村の自主財源は年々低下し、最近では一八%程  
度の低率に落ち込んでいる状況でございます。

したがって、今後増加する財政需要に対応  
するためには、市町村の税収入の総量を拡充強化  
していただくとともに、税源配分だけでは財源確  
保が困難な一般町村につきましては、その他の面  
での配慮、すなわち地方交付税の配分、地方債の  
配分、国庫補助率の引き上げ等各種の財政措置を  
通じまして町村財源強化をお願いする次第でござ  
います。この点、政府でもいろいろと御配慮をい  
ただいておりますが、なお今後ともよろしくお  
願いを申し上げます。

次に、今回の地方税法改正で、大幅な個人住民  
税、固定資産税等の減税が予想されております  
が、これは最近の物価上昇、生活費の増高に対応  
して個人負担の軽減をはかるものとして理解はで  
きるところでございます。ただ、個人住民税の課  
税最低限が大幅に引き上げられますと、町村にお  
ける住民税納税義務者が大幅に減少します。広く  
地域社会の経費を分担する住民税の性格が薄れて  
まいります。そこで、一方においては、十数年来  
据え置きとなっておりますところの均等割を適  
正な額に引き上げるといふ論議もござりまするの  
で、あわせて住民税の適正なあり方を今後御検討  
をいただきたいと存じます。

また、減税を行なう反面、法人課税を引き上げ  
て市町村税源の充実をはかることとされてお  
りますが、私どもの要望を実現していただくものとい  
たしまして賛成でございます。

なお、電気ガス税につきましては、かねてから  
市町村の敷設費の安定した税源として、その税源  
確保を要望してきております。今回の税法改正で  
免税点の引き上げ、ガス税の税率引き下げ等が行  
なわれますが、将来ともこの税は市町村の財源  
として確保していただくことを切にお願ひ申し上  
げます。

さらに、はなはだしく整備がなされております  
市町村道路の目的財源強化をかねてからお願ひ  
しているところでございますが、今回の改正で

自動車取得税、自動車重量税等市町村道を重  
点とした財源強化ははかられておりますことは、  
私どもの期待に沿うところでございます。

以上、簡単に申し上げましたが、私は本法案に  
賛成をいたします。できるだけすみやかに御決定  
いただくようお願い申し上げます。終わります。  
ありがとうございます。(拍手)

○伊能委員長 次に、桜井参考人をお願いいたし  
ます。

○桜井参考人 私は横浜で市会議員を十五年や  
っております。今日は地方行政委員会にお招きを  
いただきまして心から厚く御礼を申し上げます。  
す。指定都市の立場からは毎年精密なデー  
タを差し上げて関係方面にお願ひを申し上げ  
ておりますので、かなり御理解をいただけてお  
るものだと考えております。そういう意味で、特に  
大都市財源の拡充につきまして特段の御配慮を賜  
わりたいと思っております。

四十九年度には事務所事業所税の成立が望まれ  
ると期待しておったのでありますが、昨年来の石  
油危機、資源問題をめぐり、さらには物価問題に  
入ってまいりまして、企業の超過利得がどうのこ  
うのという論争に巻き込まれまして、切なる都市  
の再開発財源が見送られる形になることは非常に  
残念でございます。このような情勢のもとで、こ  
そ、原則的かつ正確なデータに基づく財源の基  
本的な制度論につきましての御論議をいただき  
たいと思っております。

私、横浜でございますので、横浜の例から申し  
上げますが、いま横浜市のかかえております問題  
は、先ほど知事さんの津田さんのほうからもお話  
がございましたが、それは目をとおうばかりの事情  
なんでございます。おそらくこのことは、俗に筆  
舌に尽くしたいという表現がござりまするけれど  
も、ことばで語り尽くすことができない実情であ  
るといふことを、まあ、御理解いただきたいたと思  
いますが、とにかく一年間に入ったり出たりする

人が五十万人、これは昨年、一昨年の実績でござ  
います。四十九万数千人です。すなわち約五十万人、  
そして差し引き十数万前後が落ちつくという形であ  
ります。平均して年間十万人ずつふえてくる。し  
かし、十万ふえるというためには、五十万の出入  
りがあってその年に十万ふえるという形でござ  
います。これはもう人口圧力というものはそれだけ  
でたいへんなものであるということ——先ほど過  
疎地域の悩みが訴えられました。過疎の裏返し  
の過密の実態は、過疎とは別な意味でまさに押し  
込まんじゅうでございます。

先ほど高校の必要性が知事から訴えられました  
けれども、横浜市では一年間に義務教育の中小学  
校を五十校つくらなければなりません。毎年五十  
校の土地を引き当てていく。小中高校まで全部含  
めると、一年間に、仙台市が持っている義務教  
育施設諸学校の数に匹敵するのだらうでございま  
して、そんなばかなことがあるかとささっとおし  
やられるに違いないと思っております。これは事  
実なんでございます。したがって、ここ数年、  
横浜市におきますところの義務教育費関係、これ  
は、何はなんとも義務教育だけはという形で来て  
おりますので、義務教育関係の経費は年々倍増で  
ございます。ことしも義務教育小中学校の建設費  
だけで百十八億を組んでおります。

さらに、過密というものは、人間がふえるこ  
と、それに伴ってごみの問題、さらには下水の問  
題——いま横浜市で一番負担の重くなつてきてお  
りますのは、第一に義務教育、第二にごみの問題  
でございます。第三が河川改修でございます。河  
川改修、要するに下水でございます。たれ流しか  
らどうやって解放されるのか、さらには下水道そ  
のものの整備、こういったものに税金のほとん  
ど、あるいは起債のすべてをつぎ込んで、なお住  
民の要求を満たし得ないというのが実情でござ  
います。私たちは五大戦争と呼びまして、水資源の  
問題、公共用地を含めまして土地の問題、さら  
には交通混乱を乗り切るための交通戦争、ごみ戦  
争、さらには、これはもう全国的な問題でござ

ますが、特に東京湾中心の公害の激発についての対策、この五つの問題を五大戦争という形で、まさに戦争下の非常な決意でものごとに処すというような政治姿勢で臨んでいるということでございます。

そういう中でことしは法人税の引き上げがされることになりました。したがって、この法人税引き上げに伴いまして、横浜市にもいささか税の還元があるわけでございますが、お手元の資料にもございまして、横浜市に還元されず部分分は、わずかに、全国平均で六・六になっておりますけれども、地域によりましては五％、六％という計算が出ております。

たいへん皆さんにお騒がせいたしました金沢埋め立て、横浜埋め立てに、臨海部に工場をつくるわけですけれども、その中で本牧、根岸、非常に風光明媚な、横浜の特徴ともいわれまして本牧、根岸地域の海面を埋めまして工場をつくりました。そして、これは高度成長政策の前段で行なわれた作業でございますけれども、設備投資を受けて都市力の増強をはかるために、当時の平沼市長さん、引き続きまして半井市長さんがたいへんな犠牲を払われまして、周辺住民も横浜市民も、先祖代々の海を、風光明媚な土地を捨てまして、これを工場に変えたのでありますけれども、その工場からいま、昨年実績でございまして、これも、これは正確なものとは言いかねますけれども、大法人六社、その他入れますと十二社ほどございまして、そこから上がってくる税金、法人企業が利益の中からこの地域に、横浜市に還元してくれる額はわずかに十三億五千九百万。県税に入っておりますのは七十五億でございます。

国には百五十億が入ってまいります。これはもう端的に、本牧、根岸の埋め立てはできました。工場も、近代化された工場が企業活動を活発に行ないまして、わが国の生産性の向上に大きく貢献したことは事実が示すとおりでございます。その利益の還元が、この率でまいりますとわずかに六％に満たない。たった六％なんです。国と県に全

部いってしまふ。もちろんそれは形を変えまして別な角度で還元される形にはなっておりますけれども、そのお金は少なくとも市政全般の経費に充てられるわけでありまして、この工場周辺の都市整備財源に使うことは許されません。まず、道路が、ごみが、学校が、住宅が、その工場がそこに進出するための公共的経費というものは、私たち短時日でもとも計算できませんでしたけれども、ばく大な経費を伴っておりますことは、先ほど申し上げましたように、横浜市全体としても、義務教育の関係に一年に五十校も手当てをしなければならぬ、ごみの施設の建設費に五十億、百億を、年々倍額を投入しなければならぬという事実を示されておるわけでありまして。

このように、せっかく父祖伝来の土地を国策に従いまして、工業立市という形で歴代市長が御尽力をいたされました成果は、税源、財源といたしましてはわずかに十三億そこそこ、これに對しましてその数十倍の額が国に入っている。う、こういう税のあり方がはたしてこれでいいのでしょうかということ。これはだれに聞きますしても納得のいかないことだろうと思ひます。

そういう意味で、法人の所得の、法人収益の配分割合について、せめて、六・六％という全国平均の数字ですが、一割まで引き上げてくださうという要求、これがはたして無理な要求なんですか。せめて一割と言っているのです。二割、三割と言っているのじゃありません。その程度のこととはぜひお考えをいただきたいと思うわけでございます。これは税制全体の問題でございます。

さらに、固定資産税の不合理という点について私は申し上げてみたいと思ひます。固定資産税は、いまの固定資産税のこれは特に税率と申しますより評価の方法でございます。まず基準値が定められてその評価がされて、それに従ってそれぞれの土地の評価が定められていくわけですけれども、この基準値は商業収益性を中心にきめられる。そこで商売を営むことによってどれだけの利益があるか、いわゆる道路に面して路

線方式ということ、かど地が一番有利ということになっております。駅に近いという、人通りが一番多いところかど地というのが一番高いのだというきめ方でございます。それを基準にして住宅は幾ら、工場地帯は幾らというきめ方をしております。少なくとも専用埠頭、岸壁を持ち、そして工業用水を持ち、高速道路を配置された、まさに工業立地のこの土地の評価が、商業収益性を基準としたいまのようなきめ方ではないのでしょうか。そして、収益を目的としない住宅地の課税、すべてが一つの基準をもとにされております。少なくとも工業立地の工業地域の中では工業の収益性についてはどうか、それこそ集積の利益がそこに還元しようとするのか、あるいは商業地域において、あるいは全く営利を目的としない住居地域における課税のあり方、こういう問題についてもやはり根本的にお考え直しをいただかなければならぬのではなからうかと思ひます。それは都市計画事業を行なう場合の財源でございます。

先ほど申し上げましたように、人口増による人口圧力、急増圧力というものは、まさに満員電車の押しくらまんじゅうそのものであります。ああいう状態を解消していくためには絶対量をふやさなければなりません。風通しをよくしなければなりません。要するに、公園にしても、道路にしても、じんかい施設にしても、景観確保が先であります。しかも、それらはすべて都市計画道路網を中心にして配置されることが望ましいと思ひますけれども、横浜におきます都市計画道路は全くみじめな状態に置かれております。

そして、この道路事業を行なうときに、全体の計画が示されるけれども、財源については全然提案をされない。まず先に計画があつて、その次にこま切れで財源が割り当てられてくる。非常にむずかしい用地交渉を行なつて、財源調達の手得、だれが不利益をこうむり、したがってどう

いう形の配分が適当かということ、国会の場で議論するのではなくて、少なくともその地方議会がきめることが望ましい、かように考えるものでございます。少なくとも自治の名にふさわしい必要事業につきましては、事業そのものでは都市計画審議会なり建設省の認可を得ながらやつていくわけですから、その必要財源の調達について地方議会に自決権を、みずから決定する権限をお与えいただきたいと思ひます。

以上、地方税法改正の提案理由を讀ませました。以上、趣旨はまことにけっこうでございます。以上、地方税法改正の提案理由を讀ませました。以上、趣旨はまことにけっこうでございます。以上、地方税法改正の提案理由を讀ませました。以上、趣旨はまことにけっこうでございます。

○伊能委員長 次に、山中参考人をお願い申し上げます。○山中参考人 たいま御紹介賜りました京都府の八幡町長の山中未治でございます。日ごろは先生方には種々地方公共団体の税財政制度、行政制度等につきまして御高邁な御配慮を賜りまして、この席をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、地方税法の一部を改正する法律案関係につきまして意見を申し上げます。問題には非常に多いわけでございますが、私も町長をさせていただきましたから約十八年ほどになりますけれども、その中で、現地で、表現は悪うございますが、どろまみれになってやってきました行政の中から体験しましたことを申し上げて、先生方の全力をあ

げての制度の改正をお願い申し上げたい、このように存する次第であります。したがって、どうかきい発言になるかも知れませんが、またポビュラーなものでないかも知れませんが、いなかで日々町村行政を進めさせていただいておられます者の立場ということでひとつごしんしゃくを賜わり、お許しをお願いしたい、このように存する次第でございます。

まず第一点目につきましては、国と地方を通じての租税収入の分配の状況であります。租税全体のうち、国が六八%を収入され、地方は三二%を収入していることになっております。これに對しまして「実際の財政需要につきましては、もう先生御承知のように、地方が七一%を必要とし、国は二九%となっているのが実情でございます。昭和四十七年度の決算の数値であります。

国は、みずから収入された税の中から交付税や支出金という形で、地方の不足分を地方に渡していただいております。この形は原則的には原則ではなからうかというふうには感ずるわけであり、財源調整に必要な交付税は別として、地方の仕事量にふさわしい税源を地方に与えていただきますように格段の御尽力、御理解をお願い申し上げます。

私どもは、ほんとうの地方自治というのは、住民がみずから出したお金に責任を感じて、みずからのためにどうそれを使っていくのかということと十分相談をして、そして住民がきめていく、こういう自主性が現在の地方公共団体の中でもっとも出てこなければ、いろいろなものが障害として出てき、地方公共団体は混乱を増してくるのではなからうかというふうに存じます。

基本的な、根本的な問題として、地方税源の抜本的な充実を目的とした国と地方との間の税源の再配分、これを第一に希望いたすわけでございますが、インフレによりまして地方財源が実質的に激減している今日におきまして、一そうそのことを痛切に感ずるわけでございます。

今回の地方税法改正案では、住民税におきまして、障害者等の非課税限度額や控除額の引き上げ、配偶者等の控除額の引き上げ等が措置をなされるようになっております。これらの措置によりまして、収入金額が二百万円の給与所得者の住民税個人所得額は、都道府県民税、市町村民税を含めまして、夫婦と子供一人で一五・五%、夫婦と子供二人で二〇・七%軽減をされることになるわけでございます。私も早くから願っておりました問題について、一歩前進していただきまして、これをほんとうにありがたく存じておるわけでございます。

ただ問題は、これは四十七年と四十八年と同じ所得であった場合にまさしくこれで軽減されるといふことでございまして、ことしの課税の基礎となりまして、昨年の所得は一年と比べて二〇%近く上昇している状態を見ましますと、これではたして所得の低い人たちの税が昨年よりも実質的に減るのかどうか、市町村の現場にありまして、住民の方から素朴な疑問を寄せられた場合に、町長はその回答に苦しんでいるというのが実情でございます。

その上に、インフレによりまして消費者物価は二月時点で対前年度二三・一%も上昇して、いま〇・七%という税の軽減率を並べてみますと、何かむなししい感じをぬぐい去ることができないわけであり、町長としまして、一円でも財源がほしい、こういう立場が一方にある反面、住民の生活をどうして守っていくのかということの立場があるわけでありまして、私たち町村長の頭の中、行政の中で非常に混乱をするものであります。したがって、住民税等の減免につきましてはさらに委員会の中で御検討を賜りまして、減免の率を引き上げていただきたい、このように存するわけであり、

インフレのすみやかな終息をはかることが第一でございますけれども、物価が鎮静するまでの間、減税についても弾力的な運用をおはかり願います。

たいと存するわけであり、その場合、地方財源をそこなわない措置として、交付税の政府への借り入れ千六百七十九億六千万円、この運用、充当等も御配慮願いたい、このように存するわけでございます。

三番目には、市町村民税法人税制の標準税率が百分の十二・一に、また制限税率が百分の十四・五に改正をされる案となっております。引き上げるという思想につきましては、これも賛意を表する次第でございますが、現行制度でも改正案でも、この法人税制の税率は法人の大小にかかわらず均一化されているという点に問題があるのではなからうか、このように存じます。中小企業保護の立場から、法人税と同様、地方税におきましても、小法人には低く、大法人には高く区分した率を設けられるべきではなからうか、このように存じます。

なるほど、均等制には差がございしますが、その額そのものが現在の貨幣価値から見れば全く問題にならないほど低い均等制の額ではなからうかと存するわけであり、したがって、現在にふさわしい均等制の額の引き上げも、これは法人についてであり、考慮をしていただきたい。

また、現在小法人と大法人との区分は、資本金または出資金が一千万円を線が引かれておるわけでございますが、この線も、貨幣価値の変動と中小企業保護の立場から、線をもっと引き上げるべきではなからうか、このように存するわけであり、これが第三点目でございます。

ります利得に課する税でございます。ところで、そういうインフレ下におきます国、都道府県、市町村等の影響を考慮してみますと、これはあるいはことばが過ぎるかも知れませんが、国のほうは、年間総予算主義ということで、特別大きな問題等がない限りは年度当初に予算の編成をいたされ、年間それで運営をしていただくわけでございますが、市町村の場合は、住民からのいろいろな要望がほぼ毎日やってくる。いわゆる財政需要というものが非常に強く市町村に働きかけてくるわけでございます。勢い、市町村におきましては、年間総予算主義というものを考えておりましたも、そのつど補正財源を見つけ出しては、住民の要望に對して少しでも沿っていかねばならないという状態が生まれてきております。

なお片面、収入の面におきましては、国の方へはインフレによりましてところの自然増というものは非常に多く入ってまいります。ところが市町村の場合は自然増というものはほとんど限られてきている。片方では収入が、自然増がどんどん入ってくる。もちろんこれで、先生方御承知のように、今日まで国債の減額等にも充てられたという経過がありますが、それでもなお国のほうには財源が自然増として歳入を多く見込まれてくる。市町村の場合にはそれと逆で、むしろ市町村民税なんかの場合には昨年度の所得によりまして本年度の税収がきめられているということになってきまして、昨年からことしにかけてのインフレによるところの収入の増加、これが税金として町村に響いてくるのはことしになります。ことしインフレの進んでおきますことに対する税収の伸びは来年にならなければ市町村に入ることになり、こういう一年おくれの矛盾もござい、進行いたしますインフレによる財政需要の増大に對しまして、一年おくれの地方市町村におきまして、ところの収入の問題とあわせて、この超過利得税の支出の問題につきまして先生方の御検討をわすれずたく、また

この税は、申し上げるまでもなくインフレによ

金等による方法で、財政技術的に問題はいろいろありましようけれども、ひとつ改善をお願い申し上げたい、このように存する次第でございます。

次に、地方税と人口急増の関係につきまして、問題点をお聞きいただきたいと存じます。それは、特に大きな税源であります住民税と固定資産税の課税基準日が、課税年度の属する年の一月一日現在になって点であります。

私どもの町は、昭和四十五年の国勢調査から昨年の十月までの三年間に、二万三千人が人口四万人にふくれ上がっております。ほとんど倍近く三年間で人口が増加しております。その増加率は七四％であります。こういう人口急増市町村でございまして、この人口増加に對しましては、転入者の居住とともに即刻行政経費が必要となつてまいることは諸先生方御存じのとおりであります。

ところが、学校等の施設の整備、これはその人が町に住まれる前から先行して建設をしなければなりません。これに對しまして、この人口増加がもたらす税収入は、一月以降に完成した家に転入した人については住民税も固定資産税も、先ほど申し上げましたように翌年度以降にしかかりません。住民税についてみますと、本人は私どもの町に住民という立場で住んでおられるにもかかわらず、税金は昨年に住んでおられた市町村等に納まっております。町長としましては、その前に住んでおられた市町村に出向きまして、その分を何とかもらいたいというような気持ちで、一ぱいでございます。これにつきましては、合理的な改善方法の一つとして交付税等で見られるということになっておりますけれども、この交付税の人口増分が全く私どもの期待に沿うところまで来ておらないというふうな実情でございます。この点につきまして、税財源と人口急増の問題につきましても、日ごろ先生方にいろいろとごしんじやくを願つておるところでございますが、この際に再び御要望申し上げます、妥当な結論を導き出していただきますようお願いを申し上げます。

ける次第でございます。

私の町の場合、四十九年度の試算では、全国平均増加率三・五％相当の八百八分、千四百五十万円が全く根拠なくこの交付税の中で割り落とされておられる、その上に数千人に及ぶ年度途中の増加人口が、必要な財源、いわゆる数千万円を持たぬままに、従来からの住民の方からいただいた乏しい財源を食つておられるというような状況でございます。現行の地方税制と交付税制はそういう二面を持つておるのでございます。その上に、交付税では四十八年度の土地開発基金のように、国調以後の増加人口が全く見られないという費用も存在しているのでございます。この問題の解決なくしては、住宅建設に對します市町村の拒否の姿勢というのはまだ改まらないだろうというふうな存するわけでありまして、人口急増市町村の立場も最後に申し上げます、この問題の解決をお願い申し上げます。

したがいまして、今回地方税法の一部を改正する法律案関係につきまして意見を申し述べる機会をお与えただきまして、私としましては先刻申し上げましたように、私どもの要望久しいものが一歩実現をされつつあるという点につきまして、非常にありがたく、敬意を表し、賛意を表する次第であります。私どもが市町村の現場におきましてかかえております問題点、解決していただきたい問題がまだまだたくさんございますので、先生方によりしくお願いを申し上げます。意見の開陳といたしたいと存じます。どうもありがとうございます。(拍手)

○伊能委員長 次に、荻田参考人をお願いいたします。

○荻田参考人 たいだいま五人の方から御意見の開陳がございましたが、いずれの方も日夜第一線の地方行政に携わつておられまして、現実即した切実な御意見を述べられたわけでございますが、私は立場が違ひまして、全く机上論になりまして、しかも未熟なことでございますけれども、せつかくお招きをいただきましたので、私の

考えていることを率直に申し上げて役目を終わらしていただきたい、こう思います。

まず、最初に結論を申し上げます、現段階においてはこの改正案は適切なものでありまして、すみやかに成立することを私は望んでおります。先ほど来皆さま方から申されましたように、現実に行政をやつていられる上においては、この法律は成立しただけではいけないのでありまして、それぞれの行政手続を要します。それが年度初めに及んでおりますので、ぜひともすみやかに年度内に成立して、行政上円滑に進むようになることが好ましいのではないかと、よけいなことかもしれませんが、そういう感じを持っております。

そこで、今回の地方税制の改正案でございますけれども、これは私は、最近の改正に比べまするとかなり大きな案だと思つております。まず、きわめて多額の減税が行なわれております。ちよつと調べましたところ、差し引きして千七百億円の減税でございます。これは、去年が千二百億、おとしが九百億でございますから、かなり大きいのでございます。その上に、いま申しましたのは差し引きした減税額でございますが、減税額と増税額と分けますと、いずれもかなり大きい。減税で三千六百億、増税で千九百億、これはかなり大きなものであります。これだけのことをやるのについては、あとで申しますようにそれぞれ理由があることでありまして、まあ適切じゃないか、こう考えております。

まず、減税の問題でございますけれども、一つの考え方としては、来年度の財政の基本政策は総需要の抑制ということにあります。そういう見地からいたしますと減税というのは必ずしも好ましいことではない。やはり税は取るだけ取つて、なるべく公債の発行額を減らせるということが好ましいと思つて、これが減税ということになつておられる、ここに一つの問題があると思つております。

それから第二には、いわゆる高福祉高負担ということがいわれております。いわゆる総需要の抑

制ではありますけれども、社会福祉等の関係は充実していくことでございます。それならばやはり高福祉高負担であつて、ある程度の税の高ことはがまんしなければならぬ、こう考へるのであります。ところがこれが減税になつております。

したがいまして、総体として考えますれば、必ずしも減税ということがいま申しました二点の理由から申しますと好ましくない。ところが、最近における物価高騰によりまして国民の生活費の向上ということが生活圧迫を来たしております。したがいまして、これに對する減税ということを行なわなければならぬ。この額が私はかなり高いのじゃないかと思つた。したがいまして、この意味においては減税ということはやらざるを得ない。したが、これは、いわゆる減税とは申してはおりませんが、いわゆる税制の物価騰貴に伴う調整というふうな意味において取り上げるべきではないか。したがいまして、これくらいいゆる調整があつてもしかるべきじゃないか、こう考へます。

それから一方、地方財政というものは、先ほど来皆さま方からお述べになつておられますように、こういう情勢でありまして非常に増大するのであります。したが、これに應ずるだけの財源が必要であります。そのためには地方税源、ことに市町村税源というものの充実が必要であります。その方向に沿つた今度の改正案でございますから、私はこれは好ましいのじゃないか、こう考へるわけでございます。これが総額から見ましての感想でございます。

次に、その内容でございますが、私の見ますところでは三つの柱があるようにございます。第一が個人関係の税金の軽減でございます。これは、住民税の所得割、それから個人事業税、それから固定資産税のうちの個人住宅用土地、それからガス税、こういう面に及んでおります。これは先ほど申しましたように、生活費の高騰ということが對して対処するためにやむを得ないこと

るじゃないか、こう考えるわけでございます。

それから第二は法人関係の増税でございます。これは先ほど来申し上げておりますように、減税はするけれども地方財源は確保していくという趣旨から、できるだけ増税をはかる。そのためには比較的租税力のあるところに持っていき、こういう意味におきまして、国際比較からいたしまして法人関係の負担が少ないということから、ここに増税の財源を求めることは私は適當だ、こう考えております。このために、市町村民税の法人税割、それから法人関係の住民税、事業税についての引当金の整理、それから特別措置の整理、それから耐用年数の合理化というようなことにおいてもかなりの増税が行なわれておりますが、こういうことは私は好ましいじゃないか、こう考えます。

第三番目は道路目的財源の充実でございます。このために自動車取得税の増税が行なわれております。それから、これは直接地方税でございますけれども、譲与税として自動車重量税、ガソリン税の増税が行なわれております。これも私は好ましいじゃないか。やはりこういう段階におきまして、この交通戦争に対処するにはどうしても道路整備そのものをやっておかなければならない。そのためには財源が要る。それを税に求める。ことに市町村においてはこれから大いに市町村道の充実をしていかなければならない。しかもかかるはず与えられている目的税が少ないということから、ここに求めることは適當じゃないかと思ひます。ただちょっと残念なことは、軽油引取税の税率の引き上げが行なわれていないこととでございます。これは物価対策等配慮された措置だと思ひますけれども、私はこれはやっただほうがよかったと考えますから、近い将来においてお考えいただければけっこうじゃないか、こう考えます。

以上が今度の税制についての三本の柱でございます。これに基づいていろいろ改正が行なわれておりますが、そのおもなるものについて

て取り上げまして感想を申し上げたいと思ひます。

まず、個人住民税でございます。これは課税最低限が引き上げになっております。これは先ほど来申し上げておりますが、生活費の高騰等からして当然のことだと思ひますが、この場合、いつでも問題になりますのは所得税との比較の問題でございます。この所得税との比較を、自治省方面におきましてはことしの住民税と去年の所得税とで比較されておりますけれども、私はどうもそういう比較のしかたが好ましくありません。やはり、去年の課税標準を使うことは使いたしませんから、ことしの所得から納めるのであります。納めるのはことしの所得から納めるのでありますから、ことしならことしで国税も地方税もつかまえて比較すべきだ、こう考えます。そういたしますと、私の計算では四十九年度は六七・四％、つまり国税の課税最低限に對する地方税の比率は六七・四％でございます。去年が七七・二％でございましたから、かなりこれは下がったこととなる、開いたこととなります。これがさらに現行のまま平年度化したしますれば六六・四％になって、さらに開くこととなります。

この所得税と住民税との課税最低限が開くことについては適當でない、理想としてはこれを引きつけるべきだ、一緒にすべきだと、こういう御議論がかなりあるようでありますけれども、私はこれに全く不賛成なものであります。私はずっと開いたほうがいい、こういう感じを持っております。やはり、住民が負担分任の精神に基づいてみんなの経費を持ち出すという住民税と、所得配分政策を大いに取り込んだ国税、所得税とにおいては、そこに課税最低限に大きな開きがあつて差しつかえないと思ひます。ただし、それは申しましたも、課税最低限の絶対額を低いものからとれということを決して申しているのではありません。先ほど来申し上げておりますように、生活費が向上し、しかも国民所得が上昇した今日においては、やはりこれはどんどん上げていくべきだ、住民税といえども上げるべきだ、こう思ひます。し

たがって、今回引き上げられたことは当然のことだと思ひますが、これをもっと拡大したらどうかということもございまして、これは私は限度があると思ひます。

その理由として、第一に、これを引き上げますとそれだけ減税額が出ます。その減税額をほっておくことは地方団体の財政上許しません。したがって、かわりの財源を求めなければいけません。そうすると、かりに住民税の課税最低限を引き上げて減税額が出る。その穴埋めを固定資産税でやるとか事業税でやるとか、こういう議論になってきます。電気ガス税でやるとか、何でやるか知りませんが、そういう議論になってきます。そうなつてきますと、やはり税体系としては好ましくありません。所得税系統のものにある程度求めたいかなければいけないじゃないか、こういう感じがいたします。

それから第二に、これは先ほど市の代表の方からも申されたように、市町村によつては住民税所得割を納める者が非常に少なくなつてしまつて、それは負担分任の精神を持てるところの住民税の価値がなくなるんじゃないか、こういうこととございまして、この点には私賛成でございます。そのような意味において、私は、先ほど来申し上げておりますように、生活費の向上、所得の向上に應じて住民税の課税最低限を引き上げていくことは適當でありますけれども、これを極端に引き上げるということには不賛成でございます。

したがって、これはつけたりでございますけれども、先ほどちょっとなたかお触れになりましたような、いわゆる均等割というものについてくふうを要するんじゃないか。一律引き上げというんじゃないか、何らかの方法によつて引き上げないと、これは非常に時代おくれしたものになつてしまつてゐる。やはりこれはある程度やるべきじゃないか。そのかわり、所得割の課税最低限は引き上げる、こういう考え方があつてしかるべきじゃないか、こう思ふわけでございまして、これが個人住民税についてであります。

それが個人住民税についてであります。

それから次に事業税であります。これについて、かなり大幅な個人事業税についての事業主除の引き上げが行なわれました。これは現在のいわゆる生活費の向上というふうなことから見てやむを得ないところと思ひますけれども、私は、事業税というものがいわゆる物税であるということとを考えると、ここに限度があるように思ひます。したがって、これをもうやたらに上げるべきじゃない。いんや、国税においてとられたところのみならず法人課税、これは地方税には持ち込むべきではない、こう考えます。したがって、これはまた大きな改革案になりますけれども、事業税についてはやはり付加価値税的なものにするということ、これは私自身が、個人的な郷愁かもしれせんけれども、シャープ勧告のときやろうとしてできなかったこととありまして、それがいずれの日かに実現することを私は望んでおる次第であります。しかし、これは大きな改正でございますから、来年度どうという問題でございます。

次に固定資産税でございます。これについて、小規模な住宅地についての軽減が行なわれることになりました。これは私はやむを得ないと思つております。しかしながら、これもやはり物税であります。しかしながら、これもやはり物税ではない。個人的な事情をそう物税に持ち込むべきではない。したがってこの程度が限度だ。それよりも、この今回の改正の附則にございまして、五十一年度ですか、いわゆる見直しをして、固定資産税についてすっきりした形にする、こういうふうな法文に出しておりますが、これは私はぜひやつてもらいたい。私に言わせれば、少しくいろいろな雑音が入り過ぎてゐる。やはりもう少し固定資産税というふうな物税はすっきりした形にするのが適當だ。これは五十一年度ですかに実行されることを期待しております。

それから、これは地方税法の改正案そのものには直接関係はございませんけれども、例の生産緑地の問題でございます。これは都市計画法の改正

の問題でございます。



ですか、それで出ておきます。これは私は大いに賛成でございます。やはり市街化区域内においても将来とも緑地として残すべきものがある。その場合に、農業をやつて残す、いわゆる生産緑地という考え方があってしかるべきだと思います。したがって、これについては安い税金を取るといふことは私はよいと思ふます。しかし、これが乱用されて、いわゆる市街化区域内の宅地並み課税というものがしり抜けになるようなことにならぬようにしていただきたい、こう考えるわけでございます。

それから次に事務所事業所税でございますが、これはやはり大都市の特殊な財政需要、それから受けることゝの行政における受益というふうなことを考えますと、これはつくつたほうがよいと思ふます。今回できなかったことは残念に思つておられます。したがって、将来なるべく早い機会に実現できるように御配慮願ひたいと思ひます。と同時に、大都市において法定外普通税としてこういうものは先駆的に取つたほうがいいんじゃないかという感じがいたしますから、大いに勇氣を出してもいいと思ひます。

それから最後に特別措置の整理でございますが、これはもうたびたび言われておりますが、大いに整理することが地方税としては好ましいと思ひますが、その中で、ことしでございました電所関係のもの、これはまことにけっこうなことだったと思ひます。それから見ましても、特別措置というものは無理なところがあるので、やはりこれは全部取つたほうがすっきりした形になる。その一例がこの発電所に対するものであつて、大いにけっこうだと思ひます。

電気税なんか非常に免税規定が多いのですけれども、これなんか非常に無理だと思ひます。大いに整理していただきたい。まあ、私のことを申しても恐縮ですけども、初めこういうつもりで電気税の免税ができたんじゃないはずだつたと私は記憶しております。これはつまり、電気でも、いわゆるモーターに使うのかなんとかに使うとかいう、ただ使い方が多いというだけじゃなくて、電気分解であるとか電氣炉であるとか、そういう電気そのものが材料になつておるようなものだけを免税にするということであつたのが、いつの間にかどんどん需要がふえてきて多くなつておるの、これは好ましくないと思ひます。大いに徹底的に整理していただきたい、こう感ずるわけでございます。

以上、簡単でございますが、私の感ずるところを申し上げました。(拍手)

○伊能委員長 これにて、ただいま御出席の参考人からの意見の御開陳は終わりました。

○伊能委員長 これより参考人に対する質疑を行なうのでありますが、時間の都合上、初めに順次質疑を行ない、その後参考人の方々からまとめて御答弁をいただきたいと存じます。山本弥之助君。

○山本(弥)委員 それでは、時間を節約されておりますので簡単に御質問申し上げますと存じます。いろいろ貴重な意見を拝聴いたしましたので、まことにありがとうございます。

第一点は、ことしの税制改正は、国、地方を通じて大なる改正であつたわけでありますが、しかし国と地方税の配分につきましては、依然として従来の比率をそのまま踏襲されておるといふことですが、私は、やはりこういう大きな改正の際には、地方税の配分を、自主財源の充実という意味において確保すべきである、こういうふうな考へるわけでありまして、この点につきまして、各参考人の御意見を承りたいと思ひます。

それから次に、従来でも超過課税ということについては、中堅市といふところか、中堅よりむしろ町村に近い市、そういうところが中心になりまして法人住民税を中心として超過課税が行なわれておるわけでありまして、市町村の比率からいけますと相当高いのでありまして、法人税割につきましては、市

町村数は千三百九十五町村というふうな、自治省からいただいた資料にはそうなつておりまして、四二%以上が超過課税をしておる。これはそれぞれ自治体が自主的にやつておるわけでありまして、ただいま狭田さんからも、多年要望しておられます事業所あるいは事務所税につきましては法定外普通税として断行すべきであるというふうな御意見があつたわけでありまして。私は、この超過課税につきましては、こういう非常に経済的に混乱しておる状態においては、府県にても市町村におきまして十分その地域の実態を把握しておられると思うので、したがって、住民税にいたしましては、住民税は個人住民税、法人住民税がありまして、これらにつきましては、やはり英断的に地域の実情にふさわしいような超過課税に踏み切るべきだと思つておられます。

ただ、不均一課税につきましては、ただいまお尋ねの資料では一市だけしか実施をしておらぬようでありまして、これは私も事情をつまびらかにいたしておりますが、ことに資産課税が非常に優遇されておる現実からいいますと、法定外普通税があるいは不均一課税によりまして、当該地方公共団体の実情に依つて不均一課税を活用するということが必要ではなかるうか、こういう感じがするわけでありまして、この点につきまして各参考人から御意見を承りたいと思ひます。

また質問がございまして、時間の関係がございまして、この二点につきましてお伺ひいたしたいと思います。

○伊能委員長 多田光雄君。

○多田委員 参考人の皆さん、どうも御苦労さまです。

四、五、簡単にお伺ひしたいと思ひますが、四十九年度の地方税の伸び率が二九・七%と大幅に見込んでおられるわけですが、過去の実績に照らして、各地方自治体としてどの程度の伸び率と考へておられるのか、これをひとつ第一にお伺ひたいと思つておられます。

それから第二番目は、国の一兆四千億にのぼる政策減税に伴つて、これはね返り分ですね、地方の減税分、この差額はどの程度になるものなのか、これもひとつ伺ひたいと思ひます。あわせて、減税分を一般財源で見るといふふうなあれもありませんけれども、どういふふうなやり方がいいのかというところも併せて御意見を聞きたいと思ひます。

それから三番目は、租税特別措置の件ですが、一つは、国税の租税特別措置によって地方税の減収額がどの程度どのくらいになつておるのかということ。実際の影響はどの程度出ておるか、これもひとつ簡単によろしいのですが、お聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、いまに関連してですが、租税特別措置については撤廃の声も非常にあつたわけですから、どのような方策をとつたほうがよろしいとお考へなのか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

それから電氣ガス税につきまして、先ほど竹内さんからすか話があら、電氣とガスの分離についてちょっと御不満のような、御懸念がございまして、ただいま、この点ももう少し詳細にお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから不均一課税の問題ですが、これはいまお話もございまして、二、三のところで検討されておるといふことも聞いておられますけれども、この不均一課税をかけなければならぬ実態、それからその考へ方、これについてひとつお伺ひしたいと思います。

○伊能委員長 小川新一郎君。

○小川(新)委員 私は高福祉高負担の問題についてお尋ねしますが、高福祉高負担という理論は、現在の物価高とかいまの税配分の不均衡の中から、住民が行政サービスというものを納得していない、住民税が高過ぎるといふ声すらある中で、高福祉をやるために高負担するんだという考へ方について、いま御意見が二つに分かれたような考へ方を私は持つておるので、まずその点について一つお尋ねしたいと思ひます。

九

二番目は固定資産税の問題ですけれども、固定資産税の見方は、固定資産税の持っている収益性にかかるといふものか、そのものにかかるといふものか、かといふことで議論が相当分かれると思ひます。固定資産税の考え方ですね、固定資産そのものにかかるといふものか、固定資産の持つ収益性にかかるといふものか、固定資産税の考え方がある問題なんでしょう。これは先ほどお話しが出ましたような、市街化調整区域、市街化区域内の宅地並み課税という問題にも触れてまいりましたので、この点は皆さんはどうお考えになっていらっしゃるのか、二点目としてお尋ねしたいと思ひます。

それから三番目は、事務所事業所税等の問題については御意見が全く一致してあります。私は、さつき横浜の例をほんとうによく聞かしていただいたのですけれども、こういうような事務所事業所税を設けることによつて大都市問題が解決する、その問題だけで都市開発の目的税にするという事は私は不賛成なんです。もっと大きな立場から大都市問題というものを考えなければならぬ。その問題については、事務所事業所税というものも一つの理論ではございますが、もっと大きな抜本的な立場から大都市問題を考えたいという事を考えておられます。その辺のところは横浜の方から特に聞きたいのでございますけれども、これだけで横浜の問題が解決するとは考えておりませんので、御意見があればさらにお尋ねしたいと思ひます。

以上です。  
○伊能委員長 折小野良一君。  
○折小野委員 二、三御質問申し上げます。  
まず最初に津田さんにお伺ひいたしますが、御存じと思ひますけれども、東京都におきまして事業税の不均一課税をしようとしたしてあります。それにつきまして津田さんの率直な御意見を聞かせたいと思ひます。  
次に岡部さんにお伺ひいたしますが、過疎地域の税収、これがなくてどうも非常に困つておるわ

けなんでございます。日の出村が過疎地域かどうか十分には承知いたしてありませんけれども、町村財源と申しますか、あるいは過疎対策の財源と申しますか、そういうような面で、こういうものに課税をしたらどういふような何か御見解がございましたらお知らせいただきたいと思ひます。  
次は桜井さんにお伺ひいたしますが、先ほど来公害目的税というお話がございました。公害をいふる現地でござらんになり、またいろいろと苦慮しておいでになるだろうと思ひますが、横浜の場合に、公害目的税というものを設けるという事がありまますならば、どういふものを対象にして公害目的税を設定したいのか、お考えをお伺ひいたします。

○伊能委員長 細谷治喜君。  
○細谷委員 荻田さん、二点御質問したいのであります。  
一つは、個人住民税の課税最低限に関連する負担分任の問題であります。均等割を上げる、こういうことでありますけれども、荻田さんほどのくらしい均等割を上げるべきだといふふうにお考えになっておられるのか。  
問題は、所得税と住民税の課税最低限を比較するのは現年度で比較して、これは私も賛成であります。全く現実的でない前年度の課税であつて、一年前のやつと比べて、いや八〇%でございまして、今度は九〇%になりました、こういうことをいっておるわけですから、これは税の場合に、平年度に幾らになるとかなんとかということではなくて、おっしゃるとおり私も賛成であります。荻田さんの御意見を聞きますと、低所得者に対しては考えてやらなければならぬけれども、ほんとうの腹のところは負担分任ということに非常にウェイトを置いて、現実の問題としては低所得者からもそれを取れ、こういう御意見が腹の中におありになるんじゃないか、こう受け取りました。そうでないと、低所得者には軽減しない、負担分任は強行しなさいといふことになりますと、具体的なお話を聞きますと抽象論のから回

りになってしまふのではないかと、こう思ひます。これに関連して、負担分任ということをおっしゃるならば、あなたも当時自治省におられて、その責任がまだあつたころだと思ひますけれども、御承知のように、所得税といふのは所得再配分の機能といふものを考えてたゞさんの段階を設ける。市町村の住民税についても、所得税ほどじやありませんけれども、若干所得再配分の機能を持つております。ところが三十七年に、都道府県の個人住民税について、やはり所得税と市町村の個人住民税との間ぐらゐの、負担分任という事も考えながら、間ぐらゐの段階を設けた税制ができたわけですね。ところがそれは実行されなまに、一ぺんにいまの二段階比例税率制になっておるわけですね。そういうことであるならば住民に一番近いところが市町村でありますから、市町村に対しては確かに応益主義、負担分任というの一番ウェイトがかかつていはずであります。それよりも遠い都道府県の個人住民税に対して二段階比例税率といふのは、これは税の体系としては、国、府、県、市町村との間に矛盾があるんじゃないか、こう私は思ふのですよ。この辺をどう考えるか。

それから第二点は個人事業税、物税ということでありまますけれども、現実には物税じゃないです。昔あつた營業税的なもの、収益課税ですね。この税の性格といふものが非常にぼけておる。そうかと思ひますと、医師の社会保険料に対する租税特別措置といふものは七二%かぶせてしまふ。こういうふうな形ではいろいろ問題があらまます。これに対して、こういう税の性格からいろいろ矛盾を解決するには附加価値税、いまの西欧でやられておる付価値税ではなくて、シャウブ勸告に基づく、あなたがつくりまして二十七年ぐらゐから実行することになつておりました、これも法律だけつくつて、市町村や県で条例をつくらせて、いざ実行しようと思つた段階で一夜にしてくずれた、あなたのことではいへば、意思と違つてできなかったといつて、郷愁があるとお

つしやつていますけれども、私はあれならば税の性格は一応位置づけられると思ふ。いまの事業税といふのはやはり税の性格からして問題がある。そういう意味においてはすきつとすべきである。そういう意味では、附加価値税を取り入れるならば、西歐式の附加価値税じゃなくて、やはりあの当時取り入れた附加価値税というのが採用される可能性があつてもいいんじゃないか、こういうふうな御意見を聞かしていただきたい。その辺はつきりしていませんから、きちんとしていただきたい。

○伊能委員長 ただいま五委員から参考人の皆さんに対する御質問がございましたが、前三人は参考人全般に対する御質問であり、あとのお二人は特定の参考人に対する御質問でございますので、そのおつもりで、特に御意見ある方々から御答弁をいただきたいと存じます。  
○津田参考人 それでは、お名をさせていただきます。津田さんでは私が最初であつたようでございますので、折小野委員のお尋ねにお答えを申し上げます。東京都では法人事業税につきまして、いわゆる不均一課税と申しましうか、標準税率を上げましていわゆる超過課税をやりました、その中でいわゆる大企業を除く企業に對しましてはもとどおりというか、引き下げる、こういう、言つてみれば不均一の課税、そういう措置をしようとしておるが、それに対してどう思ふか、こういうことではあります。具体的に東京都のなされようとしておることに対して、隣の自治体の首長である私が云々といふのはいかかと思ひますけれども、あえて意見を尋ねられましたので、一般的な見解といふことでひとつお受けとめたいと思ひます。

税法の現在の解釈といたしましては、特別の財政理由という事、事由というものが無いのにそれをやるという事は、全体の国、地方を通じる課税秩序という事、あるいは課税体系という事、そ

ういものにはやはり支障を来たすのではないか。したがって、これはやはりできるだけ狭い解釈、自治省等が加えられております解釈といたしまして、災害等が起きたということでの自治体に特別の財政需要が出てきて、それまで与えられている財政的財源措置ではしのぐことができない、こういう非常事態に際して許される措置ではないか、このように考えるのであります。

したがって、いわゆる過疎過密というようになことで、過密をかかえているからいへんだ。それで企業は、特に大企業が集積の利益を得ている、それに対して市民大衆は集積の不利をこうむっているんだというように、その不利をこうむっている手当てをしていかなければいけません、非常に解釈がぼけてくると思うのであります。

では、どこまでが過密の非常措置として許されるのかということになります、非常にその境界線というのはいまいかと思っております。そういう意味におきまして、そういう問題に對しましては、先ほど申し上げましたように、どこまでもやはり国と地方の財政の関係を御調整をいただいた地方財政計画というものの中におきまして、これは全国全体を貫く計画ではありますけれども、その中にやはり過密というものに対する措置を十分織り込んでいただく。それでその中から税法の改正等が必要とあれば、標準税率を変えていただく、上げていただく、こういうことでやっていたらどうか、正攻法ではないか、私はそのように考えております。

したがって、先ほど神奈川県いろいろなことでも申し上げましたけれども、神奈川県もこれは火の車でありまして、そこで、現在の国のほうで考えられていることが、今後の本県における地方税の収入の關係にどういふふうな国の方が出てくるのか、その出てき方いかんによつては、これはやはり地方財政計画そのものを練り直していただく、また税法等についても特別の御措置をい

ただ、あるいは地方債の計画等を先ほど申し上げましたようなことで手当てをしていただくということ、その時点にやつていただくというきない、お願いしてもいいだけではないということであれば、神奈川県といえどもやっぱりみずから守らなければいかぬわけでもありません。住民の福祉なり何なりを責任をもって預かっているわけでありまして、しかし、その国なり地方のお互いの努力というものをこれからまだやつていかなければいけません。それをやらなければ、この時点で特別の事由があるからということは、私の見解からは出てこないわけでありまして、以上をもって特に御指名の点についてのお答えとさせていただきます。

そのほかの委員各位からの御質問も、私からお答えしたほうがよろしいようなこともいろいろあつたかと思つて、他の参考人の方々もおられますので、特に国と地方の税源の配分でありまして、これは今度の地方税法の大改正にあつては特に配慮するべきではなかつたのか、こういうお尋ねであります。私も全く同感の意を表したいわけでありまして、特に今回画期的な法人課税というものが国際水準並みに引き上げられるということになつたのであります。その引き上げから出てくる増収分というものは国のほうに相当の部分が入るわけでありまして、なおまた市町村にも多少の配慮がなされているようでありまして、農道府県には全然配慮がなされていない。むしろ率の上では減率ということにさえなつておるのであります。そういう意味におきまして、やはりこういう場合におきましては、特にふやす場合におきまして、従来からお願ひしている国と地方の税源の配分ということにつきまして、特段の配慮をお願いしたいものだ、かように考えるわけでありまして。

ほかの諸点につきましては市町村關係が多かつたと思つて、ひとまず私からは以上のお答えいたします。

○竹内参考人 お答えを申し上げます。

まず第一に、国と地方の財源配分の問題について、もっと強化を訴へるべきでないかという御質問でございます。これはごもっともでございます。私どもも多年それを要望いたしておるわけでございます。にもかかわらず、今回の税制改正は、増減税を差し引きましてあまりそういう比率が變つていないのではないかと御意見でございます。結果的にそういうことになつておると思いますが、私どもも多年主張しておりますのは、地方財政全般の中でやはりこの問題を市長会でも議論をいたしておるところでございます。何と申しましても地方財政の中で一番大きなウェイトを占めますのは税金でございますが、さらに交付税と国庫補助負担の問題でございます。この三つがメニューのように一つのものからみ合つておるわけでございます。簡単に言いますれば、たとへば国庫負担率を引き上げますと、その地方財源の充当率が下がつてくる、その分だけ交付税から割り落としてしまうというような問題もございまして、この三つをからめまして、私たちは地方財源の充実をお願いしておるわけでありまして。

本年度の予算では、先生方の御努力によりまして、たとへば人口急増地域におきます負担率の増加、あるいは下水道財源におきます市町村財源の軽減のための国庫負担率の増高等、一面非常に進んだ点が見られておるわけでありまして、それだけたまたま、交付税の面におきましては、それらの事業費算入が不足されまして計算に入らない部分もできますが、全体のグロスで計算いたしますと、やはり一応財政計画では私どもも前進は見られておると思つてございます。

ただ遺憾な点は、非常に物価が上昇しておりますので、現在のような国庫負担制度では、幾ら補助率を上げても、予算単価をふやしても、幾らも、どうにもならないところへ来ておるということでありまして。たとえば学校の建築の場合

は、率直にいいまして、昨年四月比で比べますと七〇〇くらい建築費が上がつております。国の財政措置でふやましたのは、現在の補助基本額で計算をしても三〇〇くらいでございます。これはどうにもならぬわけですから、学校が建たぬわけです。そういうところのもつと根本的な問題は、やはり一つは物価の鎮静でございます。もう一つは義務教育施設のように、どうしてもこうしても、総需要抑制であるがなからうが、生徒が入つてくれば収容しなければならぬような問題があるという現実でございます。むしろ私どもは、今度の国、地方の配分を通じまして最も強く願つたのがこの国庫負担補助制度でございますが、一定の前進を見ましたけれども、それは全く今日の物価上昇からは水のあわになつてしまつて、何にもならぬといへばことに非礼になつて申しわけございませんが、現在実際に請負にかけようといつたときに、どうにももうならない状態になつてきています。その補てん財源すらどうにもならないというのが現実の問題でございます。したがって、税の問題で解決する長期的な問題もございまして、このような事態におきましては、私はやはり負担補助制度、超過負担の問題を早急に実情に合はすように御措置をいただきますと、地方公共団体におきます、特に市町村の基礎的な行政についてはどうにもならぬ不安を持っておりますことは、いま御指摘のような点から、国と地方の財源配分の上で特に強調して申し上げたいと思つてございます。

〔委員長退席、中村(弘)委員長代理着席〕

それから超過課税の問題でございますけれども、住民税等におきまして超過課税をいたしております市町村も多いいではないか、もつとこういうのは英断的にやつてはどうかという御主張でございます。御主張は法人税にかかわるものであらうと思つて、個人のものにつきましては、先年国会でも御議論されましたように、給与に關する所得から生じてまいりますものは全国的に超過課税を

解消するように御配慮賜わったところでございまして、私は大都市の近くに住んでおりますが、どこに住んでおっても税金の計算は一緒だというのが望ましいことであることは当然でございます。

法人税の問題につきましてはいろいろ御議論のあるところでございますが、現行の税制から考えれば、ある特定の非常に財政力のあるところが法人課税を強化いたしますと、その分は損金計算をされまますから、今度は法人税そのものが減る。それがさらに地方交付税に影響してくる。そういったしますので、結局法人課税の中で力関係の作用が動いてくるのではないだろうか。やはり、財政秩序を保つためには、国、地方を通じて一定のルールが必要でなからうかと私は感じておるわけでありまます。私のほうのような都市でございまして、ほとんど住宅地でございまして、法人課税を強化しようと思ってもなかなか困難な問題もございまして、いろいろ問題点があると思ひますが、やはり法人課税の問題につきましては、法人全体を、国税、府県税、地方税を全部ひくくめる中でどう配分されるべきか、そこらあたりについて問題点があるかと私は感じておるわけでございます。

それからなお、御質問ございました、一体今度の減税あるいは増税でどんな結果になるかということでございます。これは私、全国の資料をいま直ちに持っておりませんので、豊中市の例でまことに非礼でございますが、具体的に申し上げますと、豊中市の四十九年度の税収見込みをやってみましたら、個人市民税につきましては六億五千五百六十三万五千円減収になります。その反面、法人税は三億六千八百七十二万七千円増収されます。差し引きまして、住民税で二億八千七百五十万八千円が改正前の税率から計算いたしますと減るといことになるわけですが、税制改正では法人税が強化されましたけれども、豊中市の場合に例をとってみますと、なおかつ現行税制より二億八千七百万円減収になる、こういう計算になっておるわけでありまます。

○中村(弘)委員長代理 参考人の方に申し上げますが、本会議の開会時間が迫っておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。  
○竹内参考人 時間が、委員長さんから御注意がございましたので、数字は後日資料で差し上げたと思いますので、この程度で終わらせていただきますが、特に私の名ざしでございました電気ガス税の問題につきましては、私が懸念いたしておりました点は、昨年突如として、私が懸念いたしておりました。この発想の中には、全国の電気税の中から一部を国税として吸い上げて、これを発電所を設置する地域の財源に引き当てようという考えがあるやに承っております。こういう全国的な財源を特定な地域に財源配分の形でおやりになるということは、税制のためでなしに、国の政策として国税の中で考えをいたされた。そういう布石があるために電気ガス税を分離される、こういうことでは、私たちがこれには賛成をいたしたいものでございます。そういう発電所等が設けられて、発電所そのものから、課税されたものを当該関係市町村に配分されることには異論ございませんが、全国的な財源でありまます電気税の一部を国税として吸い上げ、特定の地域に傾斜配分をするということであれば、そのような措置は、政策的な面は国税の、別の分野で御考慮を賜わりたい、こう考えておるものでございます。

○中村(弘)委員長代理 本会議の開会が迫っておりますので、参考人の御答弁は後刻書面をもって御提出願いたいと存じます。

○多田委員 先ほど質問して、ちょっと早口で言いましたので、私のほうからもう一度委員部のほうに質問事項を出しますので、ひとつそれは後日書面でもうたいたしたいと思います。  
○中村(弘)委員長代理 参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見をいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼申し上げます。

この際、午後一時から再開することとし、暫時

休憩いたします。  
午前十一時五十八分休憩  
午後一時二十五分開議  
○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。午前に引き続き、本案について参考人から意見を聴取いたします。ただいま出席をいただいております参考人は、立教大学教授和田八東君、関西学院大学教授橋本徹君、関東学院大学教授坂入長太郎君の三名の方でございます。この際、参考人各位にごあいさつ申し上げます。定刻におくましまして、たいへん恐縮でございます。参考人の方々には御多用のところ、当委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べ願いたいと存じます。なお、議事の順序は、初め参考人の方々から御意見を約十五分程度お述べいただき、次に、委員諸君からの質疑に対し、御答弁をお願いいたしますと存じます。

それでは、和田参考人からお願いいたします。○和田参考人 和田でございます。四十九年度の地方税法の改正に関連いたしまして、若干私見を申し上げます。御承知のように、昨今の物価上昇はきわめて著しいものがありまして、そのもとで、国民生活の各分野におきまされてきた被害が出、また生活が圧迫されてきているわけでありまます。そうした状況のもとで、従来からいわれておりました福祉政策をさらに拡大発展させていくということがますます必要になってきていると存じます。

【委員長退席、中村(弘)委員長代理着席】  
地方財政の拡充問題も、そうした条件のもとで福祉政策を進めていくためには特に重要になってくるものと考えられるわけでありまます。具体的には福祉政策を進めていく中心になるのは何といたしましても地方自治体でありますので、その地方自治体に財源が十分に付与されてこの福祉政策が拡大していくということが、国民生活にとって何よりも必要なことではないかというふうにか考るわけでは、従来の、この財源あるいは権限が中央に集中する形で行なわれたいわゆる高度成長型の財政政策に対して、地方分権を強化することによって福祉政策に転換していくということがさらに重要な課題になってきているのではないかというふうに思ひまます。そのような立場から、四十九年度の地方税法の改正問題を幾つかの点から見てみたいと思ひまます。

まず第一に、個人住民税の問題であります。住民税の個人所得割の問題であります。住民税に対しては、国の所得税改正と足並みをそろえて、課税最低限の引き上げを中心とするところの減税が行なわれたわけでありまます。しかしながら、従来所得税と住民税の課税最低限の格差ということが問題になってきたわけでありまます。今回の課税最低限の引き上げ状況も、その点からいいますと所得税との格差を縮めるまでに至っていないという点がまず問題になるのではないかというふうに考へまます。所得税の課税最低限は百五十万円に引き上げられるわけですが、住民税は約百万円ということでありまして、四十八年の所得税課税最低限百十四万円と今回の改正案とを比べてみますと、なお四十八年度の所得税課税最低限に及ばないというところがございますので、これはやはりこの両者の格差というものがなお存在しているわけでありまして、所得税、住民税を合わせた所得課税の負担の均衡という観点からは、この住民税の課税最低限の少くとも所得税並みへの引き上げということが必要になるのではないかとこのように考へまます。

人的控除の引き上げを所得税と住民税とを比べてみましても、所得税におきましては基礎控除、配偶者控除、扶養控除のそれぞれ控除額がすべて

二十四万円ということに一致するような形に改正案で行なわれるようになっておりますけれども、住民税のほうには基礎控除十八万円、配偶者控除十八万円、扶養控除十四万円ということに、配偶者控除と扶養控除との差が住民税については存在しているわけでありまして、所得税においては各控除の金額の差が解消されているにもかかわらず、なほ住民税のほうではされないのかというあたりのところは疑問に思う点であります。もちろん所得税における各控除の格差がないということの根拠自体もそれほど明確なものではないわけですが、所得税においてそのように同一の控除額になつたにもかかわらず、住民税のほうでは配偶者控除と扶養控除との間に差があるということについてはかなり疑問があるわけでありまして、

そういうふうな結果、むしろ住民税においては所得上昇によって増税になつていくわけでありまして、かりに所得が二〇%上昇すると仮定いたしまして、四十八年度二百萬円の所得の人が四十九年度において二百四十萬円の所得になるといたしますと、所得税では約一万四千円の減税になるわけですが、住民税のほうでは五千五百円の増税になるということでありまして、結果的に見ますと、こういう物価上昇下で名目所得が上がることは必然的な傾向でありますので、住民税のほうは減税ではなくて増税である、こういう結果にならざるを得ないわけでありまして、

これは所得税、住民税あわせていえることでありまして、インフレ下での名目所得の上昇によって負担が上昇することを調整することが、今日における税制の中心的な課題にならなければならぬわけでありまして、住民税において、名目所得上昇による調整すらできていないことはきわめて大きな問題であつて、いわゆる福祉税制といひますか、あるいはインフレ下での租税政策としてはいかゞ疑問に思うところでありまして、それから第二点といたしまして、固定資産税の問題があるわけでありまして、

固定資産税に關しましては、四十八年の評価が

えと、四十八年における軽減措置に關する措置の改正によりまして、かなり負担が急増する形になつてきております。ことに都市の郊外地域において、地価上昇の激しい地帯の一般住宅地の負担増が非常に著しく、上昇してきているわけでありまして、こうした状況を反映いたしまして、今回の改正案では、いわゆる小規模住宅というものを想定いたしまして、二百平方メートル以下の住宅用地に對しては、従来、課税標準を価格の二分の一としていたものをさらにその二分の一とする、すなわち四分の一として、その税額は四十八年度水準に据え置くという措置がとられたわけでありまして、こうした措置は、四十八年以後の負担急増に對する対策としては一応評価し得るものであつて、このような形で、特に一般住宅用の宅地に對する税負担を軽減緩和していくことはぜひとも必要なことであると思ひます。しかしながら、こうした状況を見ましても、今日の小規模住宅に對する固定資産税のあり方というものがさらに再検討されなければならないという問題になつてきているように思ひます。

その一つの問題は、固定資産税においても基礎控除を導入すべきであるという議論が従来もあつたわけでありまして、この問題がますます重視されなければならないのではないかと。今回の二百平方メートル以下の小規模住宅用地に對する課税標準の引き下げ措置は、二百平方メートル以上の住宅用地に對しては二百平方メートルまでについてそれを適用するということでありまして、ある意味では基礎控除的な考え方といつてさしつかえないわけでありまして、従来、固定資産税においては、これは物税であるので、基礎控除的な考え方はなじまないものであるといわれていた論拠が、部分的にもせよここでは失われているのではないかと。いふふに考へるわけでありまして、この点からいいますと、固定資産税におきまして、小規模住宅に對しては基礎控除を導入するか、ないしは所得との間に何らかの關連を持たせて、低所得者に對しては減免措置をすることが必要になつてく

るのではないかと。またさらに、こうした固定資産税における問題が多量に出てまいりますのは、わが国の住宅政策の不備あるいは住宅対策上の欠陥というものがここにあらわれてきているわけでありまして、持ち家層に對してだけこのような優遇措置をするのではなくて、一般の民間借家あるいは公的借家の居住者に對しても一定の住居費を保障していくというふうな、いわゆる住宅におけるシビルミニマムの思想が拡大されていかなければならないのではないかと。固定資産税の問題も、そういった住宅問題全般の中で考へられなければならない問題ではないかと考へるわけでありまして、

それから三番目に、法人住民税の問題に移つていきたいと思います。法人に對する住民税所得割に關しましては、法人税の引き上げとあわせて税率の改定が行なわれているわけでありまして、つまり、市町村住民税率は若干引き上げ、府県法人住民税率は若干引き下げるといふ形になつておりまして、これは都市税源の拡充を目的とするものであるといふふうにいわれ、さらに市町村への配分を強化したものである、こういうふうにか考へることができるところであります。この点は、従来特に都市団体から法人税の移譲を求めた要望が非常に強かつたわけでありまして、そういう点が一部実現されたということであり、また具体的に都市政策を行ない、住民福祉を担当しているところの市町村への配分を強化したということの評価できる点だらうと思ひます。

しかしながら、その移譲分が必ずしも十分ではないといふことは指摘されなければならないわけでありまして、当初自治省が構想していたところでも、府県、市町村合せて一四・七%の税率を二一・四%に持つていくという構想も発表されていたわけでありまして、それに対して改正案のほうでは一七・三%までということでありまして、このあたりはやや後退しているといわざるを得ないわけでありまして、そうした点で、住民税率

の市町村への配分強化によるその移譲分の拡大といふことは評価し得るわけですが、それだけでは、その方向をさらに強める必要があるのではないかと考へるわけでありまして、

第四に、その問題とも關連するわけですが、かりに、いま言いましたように地方財政を拡充するために国と地方との財源配分を変更して、地方に對する移譲を強化するといひますと、単に法人税だけではなく、所得税の移譲も考へるべきではないかと考へるわけでありまして、所得税自体は、総収入額からいひましても法人税と並ぶ収入額を持つていくわけでありまして、これを地方自治体に移譲するといふことは、財源的にも非常に寄与するところが大きいわけですが、従来国の所得税に比べて税率等においてかなり不公平が目立っているところの地方税を一本化するということによつて、国、地方あわせて所得課税の公平化をはかることができる。あるいは最初に申し上げました課税最低限の開きにつきましても、これを是正することができると考へるわけでありまして、

〔中村(弘)委員長代理退席、委員長着席〕あるいはこうしたインフレ経済下における収入の弾力性を高めるための現年度課税を行なうこともできるという幾つかのメリットがあるわけでありまして、また、この分離課税によつて地方自治体の収入になり得ない部分の捕捉も可能になる。あるいは所得課税の地域社会との關連が非常に明確になるわけでありまして、納税者の財政に對する関心度も高まるのではないかと、こういうふうには思ひますので、所得税の移譲といふものを強化する必要があるのではないかと、いふふうにか考へるわけでありまして、

それから第五番目には、やはり問題は關連するわけですが、都市税制の確立といふことをさらに強力に進める必要があるのではないかと。今回の改正案では、法人住民税の移譲といふものにおいて一部それが実現されたかのように見受けられるわけですが、従来いわれておりま

した事務所事業所税等は見送りになっておりません。しかし、実際に都市税制を確立して、そして都市の社会的費用といえますか、あるいは過密の弊害を是正するための財源を創出するという目的からいいますと、所得に対する課税だけではなく、ある程度外形標準によるところの課税も必要になってくるわけでありまして、事務所事業所税等の新設というものが考えられなければならないのではないかと。もちろん事務所事業所税自体、かなり問題点も多いわけですが、十分実態に即したような形で創設することは可能でありまして、この点、検討されるべきであるというふうに考えます。

それから第六番目には、これらの問題も含めまして、自治体の課税権における自主性の確立ということが必要になってくるのではないかと考えています。

いわゆる超過課税の問題といえますのは、大都市圏を中心とした各自治体で考えられているわけですが、こうしたことが税法上あるいはその解釈上、必ずしも十分に認められていない現状でありますけれども、都市政策を進める上での都市団体の財政上の必要性というものはますます必要になってきているわけでありまして、また財政民主主義の立場からいいますと、地方自治体の発展のためにぜひとも必要なことが地方自治の発展のために必要であるところでありまして、自治体の課税権の自主性という問題を特に考慮すべきではないかというふうな考えをしております。

以上、簡単にありますけれども、地方税法の改正に關連いたしまして私見を申し述べさせていただきます。(拍手)

○伊能委員長 次に、橋本参考人をお願いいたします。

○橋本参考人 地方税法の一部改正案について意見を述べるとの御指名でございますが、平素地方税制について考えておりますことに基づきまして、今般の税制改正案に関する意見を述べ、

御参考に供したいと存じます。

今般の改正案、私は原則として賛成でございますが、なお不満が残ります。その不満の残る部分と賛成する部分について順次述べてみたいと思っております。

昨年来、地方税あるいは地方財政に關しまして注目すべき事柄が生じております。それは、かねてから地方制度調査会や税制調査会におきまして、地方税の充実強化、とりわけ都市税源の充実強化について献策が進められておりますが、その中で、地方といたしまして、あるいは民間と申しますか、たとえば東京都の新財源構想研究会が「大都市財源の構想」あるいは「新しい個人住民税」といった報告を出しておられるようにございまして、また、私の参加しております大阪府地方財政研究会、これは研究会であります、ここでも「大都市圏域における税源拡充構想」といったようなものを提案しております。このような都市税源あるいは大都市圏財源についての献策が出ますゆえんものは、言うまでもなく都市財政がきわめて窮乏しておるといった証左であろうと思っております。

財政需要の増大につきましてはいくどと説明するまでもございせんが、国民経済あるいは国民生活におきまして、公共部門に期待される役割はますます増大することは否定できないことであるわけでありまして、かつて地方制度調査会の答申の中に、「いままでもなく、この財源は国民が税等を通じて負担するものであり、したがって、福祉社会を実現するためには、今後国民の負担がある程度増大することはやむを得ないものと考えられる。」このように述べておりますが、私はこの考え方を支持するものでありまして、税負担水準を全く変えずに、ただ単に国と地方の財源を配分がえをすればいいという考え方は異なることを初めに明らかにいたしまして、今般の地方税改正案についての基本的な考え方を述べたいと思っております。

私は、地方税というのは次のような基本的な原則を持つべきであると思っております。

第一は自治、言いかえれば負担分任の原則、第二は公平の原則、第三は中立性の原則、第四は税務行政上の原則であると思っております。

まず、地域社会建設の費用は地域住民がみずから負担するのが地方自治であります。地方税をもつて負担分任の精神を具現すべきであると考えます。何かといえませんが、国庫負担金を増せばいいといったような議論がございまして、国庫負担金といえども究極的には国民の負担する税でございまして、みずからの地域社会を建設する費用を他の地域の住民に求めようというふうな考えをしております。私は、地域住民は、みずから負担した地方税であつてこそ、それによってまかなわれた地方の財政支出から得られる便益と、そしてみずからの負担した税とを比較考量することによつて、地方財政を監視し、そして地方自治を見守っていくことができる、かように考えます。その場合には、たとえば減税して公共サービスが減少したほうがいいのか、それとも増税して公共サービスがふえたほうがいいのか、賢明に地域住民は批判し、見守ることができると思っております。

それが、国庫負担金とかあるいは地方交付税だとかいったような財源であります、往々にして地域団体のない住民は、いわばその資金コストがゼロであるというふうな考えをしまして、負担がなければ無限の需要を表明すると思われかねないと思っております。不急不要の需要に歯どめをかけることもできない、かように考えます。もちろん、ここで私が申します地域住民というのは、個人であつて法人であつて、それは問いません。

ところで、こういった住民嗜好は地域によって、自然条件あるいは経済社会構造、風俗習慣、気質まで違ふことによつてそれぞれ異なるものと思われまして、最近では地域間の公平とか画一化とかがあまりに強調され過ぎて、税制が画一化しておりますが、いまま少地方自治、地方分権主義を確立するためには、地方税に自主性を取り戻すべきであると基本的に考えます。

こういった第一の自治の原則という点から、今般の税制改正で地方税の、とりわけ市町村法人税の配分が強化された、税率が引き上げられたことについて賛成をしたいと思います。なお、不満が残りますのは個人住民税であります。国税と地方税とを通じて再配分をいたしまして、個人住民税を強化すべきであると基本的には考えております。

実はそれは第二の公平の原則とも關連いたしております。公平と申しますのは言うまでもなく負担の公平であります、二つの意味合いがあると思っております。税金でございまして、負担能力に応じて、いわゆる応能原則に依つて公平に負担すべきであるというのとは当然でありまして、これは個人からいたしましては、国税と地方税を通じて総合的な負担が公平であるべきという意味であります。これはあくまでも追求すべきでございます。現行の税制では所得課税が最適であります、所得を総合的に包括的に把握した上で、所要の控除や課税最低限の引き上げ、そして累進税率を適用してこの負担の公平をはかるべきでありまして、しかもそれは所得の再分配、すなわち社会保障と結びつきまして、高所得から低所得へ所得を移転する手段にも役立ちます。それからまた、今日ではビルトイン・スタビライザーと申しますか、税制を通じて経済の安定機能を強化することにも役立ちます。

しかし、地方税は、とりわけ個人住民税は課税標準を所得にとつておるからといって、全体としての所得税とは意味合いが違ふと考へます。先ほど申しましたように、国税としての所得税と地方税としての所得税と地方税とをを通じての所得の負担が公平であれば個人にとつてはいいわけでありませぬから、私見でございますが、住民税は比例税率ないしはゆるやかな累進税率でよからうか、かように私は考へております。

なお、これは二次的な副次的なメリットもございまして、私は現在大都市圏域の住民でもございまして、たとえば大阪の大都市圏域の都市を事例に

とりますと、転入した住民を都市は選ぶことはできません。ところが最近では公営住宅の建設が断わりといったような議論さえも出ております。これはなぜかと申しますと、御承知のように、住民税が所得階層ごとに分布が異なりますと、地域間に非常に開きが出ております。個人納税義務者一人をとりましても、芦屋市のごときは納税義務者一人当たり八万何がし、そして中心都市の大阪では一万八千といったような事態でございます。このようないわば税源のドーナツ現象というのを生じているということについて、御注目をさせていただきたいと思っております。

ところで、公平の原則というのはいつございませぬ。それは公共サービスの受益に応じて負担をするという公益原則、これも公平の原則の一つの側面であります。地方団体のサービスは、国の責任において行なわれます社会保険等の所得再分配等の仕事を別にいたしますと、日常生活に密着した対人サービス、それから生活環境の整備、そして治山治水や産業基盤の整備といった四つぐらいのものがあるかと思っております。最近の住民は、所得水準が上昇し、消費水準が上昇いたしますと、安全、健康、そして利便、快適、文化、教育といったような対人サービス、それから生活環境の整備について非常に多くの要求を持っております。こういった資源配分の分野で公共部門が分担する仕事が増えてまいりますが、こういった公共サービスに対する個人の嗜好というものを考えますと、たぶん個人所得に対する需要の弾力性はほぼ一程度と考えていいと思っております。すなわち、所得が上がったからといって、よりよいに公共サービスを要求するのではなくて、大体所得に比例して公共サービスを要求する。そういったしますと、先ほど申しました比例税率という意味の根拠が与えられるわけでありませぬ。

それからまた、生活環境の整備を通じて、地域内の家屋や土地の利便性が増加することは否定できないわけでありませぬ。したがって、そういった公共サービスの費用を地域内の土地や家屋の

価格に応じて配分するというのは公平の原則に合致すると思っておりますが、その意味で固定資産税が価格に応じて課税されておるわけでありませぬ。ただ現状は、先ほども和田さんが御指摘になりましたが、大都市圏において非常に土地の価格が上昇いたしました。ある意味では投機的な要素さえも入りまして、非常に価格が上昇しているわけでありませぬが、そうなりますと、原則として価格に応じて課税すると申しましても、今般の住宅用地に関する調整措置は適当と思っております。

ただ、これを市町村財源の充実という見地から見ますと若干問題が残るわけでありませぬ。こまかい数字は省きますが、今般の固定資産税のそういった調整によります市町村税の減収と、それから都市税源充実という名前であらわれまして法人税の増加とが、初年度においてほぼ見合っておりますという現状に注目いたしますと、今後市町村税の中核としての固定資産税の位置を確保するためにも、精力的に固定資産税のあるべき姿を追求していただきたいと思います。

また、治山治水や産業基盤の整備の費用というものは、これは一種の中間生産財として企業活動の経費を削減するものであります。かつて税制調査会が、「事業がその活動によって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を引き受けておるところから、これに必要な経費を分担すべきである」といったような考え方を述べておられますが、このような公共サービスの費用を事業活動が負担する公益原則をわれわれは評価したいと思っております。そうなりますと、今日のような所得基準を持った課税標準というのには問題があります。私、私見でございますが、外形標準、それも付加価値その他の外形標準を導入すべきであります。あるいはまた従業員や、顧客の消費活動というようなものを外形標準として取り上げる消費課税や、雇用の税的なものもあってもいいわけでありませぬ。

ういう見地からは、私これも評価したいと思っておりますが、不満の残りますと申し上げましたのは、大都市圏域における事業活動が公共サービスによる集積の利益の上に多くのものを享受し、また一方では交通混雑とか公害という外部不経済を排出しておるにもかかわらず、事務所事業所税といったものが見送られたと申しますか、それからまたさういった事態に府県税の増徴とかが、あるいは課税標準の見直しが見送られたところが非常に不満の残るところでありませぬ。今般事業税の課税標準の検討も含めまして、事業税のあるべき姿を御追求願いたい、かように思うわけでありませぬ。

第三に、中立性の原則であります。租税はもとと資源配分の効率をゆがめないように中立性の原則が追求されます。いわゆる租税特別措置によって経済を刺激することの必要性はあるかもしれませんが、経済というものは国民経済全般としてつかまえるべきでありませぬ、それを理由にして地方税源を侵食するということは問題が残ります。もちろんいろいろな政策目的、たとえば貯蓄奨励とか新築住宅奨励とかいったいろいろなことがございますが、これによって地方税源を侵食すべきではなくて、その意味では今般の固定資産税の課税標準の特例、たとえば発電所に関する特例措置の廃止などについて非常にけっこうだと思っております。今後とも租税特別措置の見直しをしていただきたいと思います。

租税特別措置というのは、もし必要があれば国税における法人税、所得税において調整すべきものであります。これは私見であります。かりに新築住宅についての固定資産税の減免の必要があれば、それは所得税の税額控除項目にすればいいわけでありませぬ、何も地方団体の固定資産税を減免する必要はない、かように思います。もっとも、そうなりますとそれでは電気税の非課税措置項目はどう思うかと言われるかも知れませんが、中立性の原則という意味は、生産財には課税しないほうが中立的でございますので、この点は租税

特別措置と考えるべきではなくて、生産財には消費税はかけないほうがいいという意味で、転嫁等の見地からは非課税項目があるのは当然だ、かように思います。

最後に、税務行政上の原則であります。地方税につきましても、納税者の協力を得やすい、そしてまた税務行政上の経費がかからないようなことが要求されると思っております。そのためには、もっと税制がわかりやすいもの、あるいはまた手数数のかからないもの、別な言い方をすれば透明度の強いもの、こういったものが要求されます。十年来の固定資産税の土地の課税に関する改正を見ておきますと、納税者にとってはきわめて煩瑣で、不満が残ります。私も専門に研究しておる者にとりましても、相次ぐ課税の変化、とりわけ農地に関する固定資産税の問題につきましても、それぞれのお立場があつて御意見も出ておるんだらうと思っております。土地を持たない者にとりましても非常に納税のいかなない税制の最たるものであります。国会において成立した固定資産税を自治体において違反したという記事さえ出しておりますが、このようなことは国民に対する税の信頼性を失わせるものでございませぬ。もちろん、住民が納税するためには、負担の公平の確保と、そして税の正しい使い道を住民に対して知らしめるということであると思っております。その意味では、使い道の広報の必要性を痛感するものであるわけですが、税制そのものをもっとはっきりとしたものにしていただきたいと思います。

以上、今後とも地方自治を推進して、住民の行政需要に応ずるために一そう地方税の充実強化をはかることを願ひまして、税制改正案に賛意を表するとともに、意見の開陳を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。(拍手)

○伊能委員長 次に、坂入参考人にお願ひいたします。

○坂入参考人 坂入でございます。

地方税法の改正案について若干の意見を申し上げます。

げます。

異常な物価上昇に伴いまして、四十九年度の国の財政は、総需要抑制政策によりまして前年度の財政の伸び率より圧縮編成されているのでございます。これに伴いまして、四十九年度地方財政計画におきましては、国庫支出金のうち公共事業費の圧縮、地方交付税の千六百八十億円の減額、起債削減等によりまして、地方財政計画は、四十八年度の伸び率が二三・八%であったのに対し、一九・四%の伸び率に押えているのでございます。これは、国の財政が持ちますところの景気調整機能を地方財政にも負荷させていることによるものでございます。

地方財政計画による歳入構成を見ますと、地方税が四一・四%であり、そのほか地方譲与税とか地方交付税を加えますと、地方団体の自主財源は六二・四%となっております。しかしながら、この数字で地方団体の自主財源の充実がなされたと思われるのは適当ではないと思ひます。

次に、歳出計画を見ますと、人件費、公債償還費、一般的な経費といった義務的経費が時節柄増大しているのをごいいます。そして、歳出全体といたしましては、そのような義務的経費が増大したのに対してそれだけ投資的な経費が圧縮されております。

それで政府は、投資的な経費のうち地方単独事業等に資金配分の重点を置いたといっておりますけれども、現在の異常な狂乱物価によりまして、事業量それ自体は低下せざるを得ないと思ひます。

また超過負担につきましても、その解決策がとられていないといえ、必ずしも十分な措置ではございません。公共投資の抑制政策によりまして、国庫補助金の圧縮は超過負担の増加をもたらす可能性が強いわけでございます。超過負担の増大は、起債の抑制と相まちまして、一般財源の圧迫要因となるのが今後予想されるのでございいます。

このように、地方財政は歳出増の要因がたくさ

んあるのに対しまして、国庫支出金、交付税の減少、起債削減等の国の財政政策によって、収入は逆に減少しているのを見るべきでございます。したがって、地方団体は財源の側面から消極的なサービスせざるを得なくなりまして、開店休業の宣言という事態に追い込まれているといいたしますれば、それはいわゆる地方自治の危機であると言ふことができると思ひます。

地方団体の役割は、申し上げるまでもなく、中央におきましての計画の委譲を受け、全国共通の一定水準によりましてサービスの提供を供するほか、地域住民に対しましてシビルミニマムを充足する立場から、いろいろな地域の特長性を反映したサービスを提供する実施機関が地方団体であるわけでございます。このような意味におきまして、地方団体においては経費の効率的な使用をはかる、これは当然でございます。と同時に、また、中央の統制と集権化から、地方団体に都市運営、いわゆる町づくりの権能を持たせ、一般財源を充実させ、地域住民に対するサービスを拡充させることが、とりもなおさず地方自治を進展させることになると思ふのでございます。

このような立場から、提案されておりますところの地方税法の一部改正法律案につきまして、若干の問題点と意見を申し述べたいと思ひます。住民税の課税最低限についてでございます。四十九年度における国の税制改正案の主要な点は、所得税の大幅減税と、法人税、登録税、自動車関係諸税の増税でございます。地方税におきましては、所得税の改正に沿いまして住民税の負担軽減をはかるために、課税最低限の引き上げを行なっております。所得税の課税最低限は標準世帯で四十九年度、初年度分百五十万七千円で、現行より三十八万六千円引き上げられております。これに対して住民税のそれは百一十六万六千円で、十五万一千円引き上げられていくにすぎません。

課税最低限の国税と住民税との格差につきましても、これまで国会におきましても、いろいろな機関でも論議がなされているわけでございます

が、要するに、住民税の課税最低限を国税に比べて低く押えているのは、地方税収をある程度確保するということ、こういう方々によるものではないかと思はれるのでございます。しかしながら、国民の納税意識の立場から見ますと、国税と地方税との税負担が所得に対して重いか軽いかの判断が基準となつていまして、国と地方との課税最低限の統一が望まれているわけでございます。納税者の立場からすれば、国税の課税最低限が標準世帯の最低生活水準を意味するといたしますれば、住民税の課税最低限は最低生活水準に達しない階層に対しても課税することになるわけでありまして、現在のようなインフレ過程におきましては、低所得者階層に対して重い税負担となるわけでございます。このような意味合いにおきまして、住民税の課税最低限を大幅に引き上げて、負担の軽減をはかるべきであると思ひます。

次に、法人住民税割について申し上げます。現行の法人税割は法人税額を課税標準として、その税率を、道府県民税は五・六%、市町村民税は九・一%、合計一四・七%となっております。ところで、最近におきまして、地方団体の財政需要は増大しているのをごいいます。他方、市町村の税収に占める法人所得課税の割合を見てまいりますと、ここ数年減少傾向を示しているのをごいいます。このような状態に対しまして、市町村税源、特に都市税源の充実が主張されております。政府税制調査会もこの必要性を指摘しているわけでございます。今回の改正案におきましては、道府県民税五・二%、市町村民税二・一%、合計七・三%の引き上げがなされているわけでございます。

法人住民税につきましても、四十八年四月現在におきまして広島とか福岡など八百四十六の市町村が最高限度の課税をしております。今回の地方税制の改正案におきましてこの最高限度が一四・五%になりますので、横浜市等は企業規模による

ところの課税差を設けて、いわゆる中小企業と大企業との間に課税率格差を設けて、限度一ぱいの法人住民税の超過課税を考へていようでございます。いわゆる大都市の自主財源充実がこの面において拡大されるものと思はれるわけでございますが、これはまた一面においていわゆる不均一課税の問題を提起するわけでございます。批判のある課税でございます。しかしながら、私は現在の地方財政の実情から見まして、このような措置は地方団体の自衛措置としてやむを得ないものではないだろうかと思ふ次第でございます。

次に、法人事業税について若干申し上げたいと思ひます。地方団体の自主財源開発対策といたしまして法人事業税を二%引き上げ、中小企業には低く、大企業には重くという不均一課税を導入いたしました。大企業に対する超過課税をする動きが現在拡大しているのをごいいます。東京都の場合、たとえば一・二%から一・四%に二%引き上げますと、初年度において東京都は九十億円、平年度において五百億円の増税が期待されるといわれております。大阪の場合は二百億円と試算されております。千葉県の場合は十二億三千六百万円の増収が期待されるわけでございます。この法人事業税の引き上げは道府県にとつて、自主財源の確保という立場から、たとえ交付税が削減されてもなお余力あるもので、魅力のある財源開発となつていようでございます。

しかしながら、事業税の増徴はそれだけ法人税収入を減少させるのをごいいます。交付税の財源がそれだけ減少するわけでございます。試算によりますれば、東京都の場合、五百億円の増徴がなされますと法人税収入が二百億円の減収になり、交付税が六十四億円の減少するといわれております。そのほか、東京都の場合、都下の市町村の法人住民税が減少するわけでございます。このように見てまいりますと、大きな地方団体の自主財源確保というものは結局弱い地方団体にしわ寄せさ



れることになるわけでございまして、ここに問題があるのをごいいます。したがって、弱い団体に對してはある程度の救済措置をとるべきではないかと思ひます。

次に、電気ガス税について申し上げます。電気ガス税は十七年に、戦時下の消費抑制及び戦費調達を目的として創設された戦時立法でございます。戦後一時廃止されましたが、二十三年、地方税法として登場したものでございます。

今回の改正案におきましては、電気ガス税を電気税とガス税に分離し、ガス税の税率を百分の五に引き下げ、免税点を二千七百円にする、電気税は税率を百分の六とし、免税点を千二百円に引き上げようとするものでございます。

電気ガス税は、御承知のように、現代生活におきましては生活必需品でございます。そして個人消費に對して賦課される税金でございますが、他面におきまして生産企業に對しては免税等の措置がとられ、企業優遇がなされておるのでございませぬ。したがって、このような企業優遇措置の改廃をすることが望ましいと思ひます。

さらにまた、政府は電気ガス税の標準世帯に對しますところの負担、影響につきまして、生活費の中に〇・〇二%程度であるからきわめて軽いものである、だから電気ガス税を徴収しても家計にはそれほど影響しないということ、及び徴収方法が料金に算入されて徴収されるので取りやすいということ、税収が安定しているなど、こういうような理由から存続しているわけでございませぬ。しかしながら、私は、電気ガス税は生活必需品課税であるということ、それはいわゆる大衆課税でもあるわけでございまして、中世の窓税といひますか、煙突税、これと同じような意味合いを持つところの税金であると思ひます。本来ならば電気ガス税は廃止すべき税ではないかと思ひます。今回の改正によりまして消費者の負担軽減をはかつたとしても、いま申しましたような意味合いにおいてその本質は少しも変わっていないと思ひます。

以上、地方税法の改正案のうちおもな点につきまして私見を申しましたが、いままでも申したように、たとえば個人の税負担を軽減していけば当然地方団体の固有財源がそれだけ減少することになるわけでございませぬ。したがって、それに代替するところの措置を考えなければなりません。これは基本的には国と地方との事務分担の調整でありますとか、国と地方との財源配分について調整をすることが望ましいわけでございませぬ。また、このような問題につきまして、東京都の新財政研究会の報告にありますように、所得税と住民税の配分を等分にするのもいゆる国と地方との財源配分の問題でありますので、検討課題ではないかと思ひます。

それからさらに、地方団体の自主財源確保につきまして、たとえば指定都市から提案されておりますところの事務所事業所税でありますとか、そのほかの幾つかの地方自主財源充実の案が提案をされておりますので、このような提案を早急に検討をすべきではないかと思ひます。要するに、地方団体にある程度の自主財源を与えまして、このような自主財源の充実を通じて中央集権的な地方財政を改善をして、地方団体の独自の住民サービス、それは、いわゆる地域間における特色を持つたところの住民サービスの提供を行なわせることが、地方自治の発展の上に必要なと思ひます。

以上、簡単にございませぬが、私の意見を申し上げます。(拍手)

○伊能委員長 それでは、参考人各位に對する質疑の申し出がありますので、順次これを許します。なお、質疑の際には参考人の御氏名をお示し願ひます。

小川省吾君。

○小川(省)委員 三人の先生には、たいへん有益な御意見をお聞かせいただきありがとうございます。

まず、最初に和田先生にお伺いをいたしたいと存じます。特に私、御質問を申し上げるところの基本は、国民生活を安定させ住民の福祉を守っていくのは、何といつても地方自治を確立をしなければなりませんし、地方自治の確立というのは、市町村における自主財源を強化をしなければならぬといふふうに思つておられるわけでございませぬ。そういう点でのお話を伺つたわけでありますが、そういう基本に基づきまして若干お伺いいたしますので御教授をいただきたいと存じます。

それは、最後にちょっとお触れになりましたけれども、やはり租税法主義と自治体の自主的な課税権の問題についてでございます。いま東京はじめ大都市では、先生方のお話の中にもありましたように、非常に集中集積による財政需要に迫られておりますので多大な支出をしておられるわけでありませぬ。集中集積のメリットを受けるのは大企業等であつて、一般住民や自治体はデメリットやそのあと処理の膨大な財政支出に追われているのが実態でございます。そういう意味で、東京をはじめとして、いわゆる自主的な課税権を行使をしよう、あるいはいかにしようとする団体が非常にふえておられるわけでございませぬけれども、相愛ならず国ではこれに對して、違法ではないけれども適切ではないといふふうなことを言われているわけでありませぬ。私も、地方の自治体のいわゆる自主的な課税権といふものが、当然現在の国民の需要にこたえていくために必要だといふふうに思つておられます。そういう点では、条例による課税権といふのがありますけれども、地方税法の中でいゆる法的に定めていく、立法政策上当然そういう措置をとるべきではないのかといふふうに実は考えているわけでありますけれども、その点について、最後にちょっとお触れになったわけでありますが、もう少し詳細にお伺いをいたしたいと思ひます。

それから、大きな問題なんです、いわゆる税源の再配分に関する問題であります。今度の税

法の改正の中でも、法人税の所得割等の配分等、市町村に對する税源を若干なりとも強化したのは評価できるといふふうなおことばです。私も、私もそう思つておられるわけでありませぬ。国と地方との税源の再配分の問題をどのように考へていらっしゃるのか、あるいは市町村と市町村における税源の配分についてどのようにお考へなのか、お伺いをいたしたいと存じます。

あと一点は、三番目といたしましては、三人の先生ともお触れにならなかつたわけでありませぬが、もちろん今回の改正の中に出ておりませぬけれども、実は国保税に關連する問題でありませぬ。国保税といひますか、いずれにしても現状の中では国保税という税の形で徴収をされているところが多いわけでありませぬけれども、特に最近では国保が赤字になつてきておられますし、一般会計をつぎ込んでまだまだたいへんだといふような状態であるわけでありませぬ。特に、社会保障制度が国民の要望に基づいて充實をされてまいりましたわけでありませぬけれども、たとえば老人医療費の無料化といふふうになりますと、その七割を国保で持つて、残りの三割を負担していくという、政策自体にも実は問題があるわけでありませぬけれども、国が老人医療費の無料化という政策を打ち出す場合には、そういうものは少なくとも国民健康保険などによらないで、国が当然財源的な措置をしていかなければ、これは国保が軒並みに赤字になってくる。今後、乳幼児の医療の無料化でありますとか、あるいは難病対策等の問題で、当然社会保障の充實等に迫り込まれてくる情勢でありますので、それらに對する理解といひますか、国の政策がはたしてそういう状態ではないのかといふふうにお考へしておりますので、その辺についての御説明をお願ひをいたしたいと思ひます。

○和田参考人 ただいま最初に、いわゆる地方自治体の自主課税の問題と申しますか、あるいは租税法主義との關連であつたと思ひますので、私には法律の専門家ではございませぬので法律

的な問題については申し上げることができないわけでありまして、その点は差し控えたいと思うわけです。

しかし、財政問題として見ましても、現在のこの財政需要のあり方というのを見てみますと、昭和三十年以来の著しい地域変動によりまして、地域的にかなり内容が違っておりまして、その水準も異なっております。つまり、大都市とそれから農村地域あるいは過疎地域との需要の内容、水準というものは非常に違っておりまして、こうしたものを全国一律と申しますか、あるいは画一的に財政運営を行っていくということは、かえってそれぞれの地域にとってはマイナスになるのではないかと。つまり、都市においては都市問題が解決されませんし、逆に過疎地域においては過疎問題が解決されないというふうなことになるわけです。そういって、この際、地方財政のあり方としては、そういった画一的なあり方ではなくて、地域の実情に応じた財源とそれから財政支出というものを、それぞれの地方自治体が自主的に判断して行なえる、こういう余地を拡大していかねばならないのではないかというふうに考えるわけです。

そういった点からいいますと、地方税法を基礎にいたしまして全国画一的な課税が行なわれている、もちろん一部例外的な部分もありますけれども、原則的に画一的に行なわれているということでは、今日のこの国民生活に対して地方財政が対応していくという立場からいって、きわめて問題があるのではないかとこのように考えるわけです。そういう意味で、地域の実情に応じた課税の方法というものがそれぞれの地方自治体によって追求されるということ、こういう原則が確立されるべきではないかというふうに考えるわけでありま

す。また、地方財政と同様に地方税制におきましても、住民の参加といえますか、あるいは住民と地方自治体とが一体となって地方税財政のあり方を

考えていくということが必要でありまして、一口に言いまして、財政における民主主義といえますか、あるいは税制における民主主義といえますか、そうした立場からいって、地方住民の要望に沿って、あるいは地方住民のあり方に沿って地方税制を考えていくということが、それぞれの地方自治体に大きくかかされていくのではないかとこのように考えるわけでありまして、地方税法自体の中にも、自治体の条例によって課税を行なうというふうなことが述べられていて、課税でありますから、そうした意味合いで、税制におきましても条例の地位というものが、高く見るような方向というものが、財政的な観点から見れば必要ではないかというふうに考えるわけでありま

す。それから、国と地方の財源の配分、それから県と市町村の配分のあり方ということでありまして、これも、国と地方のあり方の原則からいいますと、地方自治体に対する財源の配分を思い切った強化をして、そして財政の配分におきましても地方自治体の権限を強化していくということが、国民生活に対する財政のあり方として必要であるというふうに考えるわけでありま

す。財政の基本をどういうふうに見るのかということにつきましても、いろいろな見方というものがあろうと思えますけれども、今日のわが国のこの現状からいいますと、国民の基本的な生活権を守っていくといえますか、あるいはシビルミニマムを拡充していくということが財政にとって当面最も大きな課題になっていっていると思えますので、そのほかの課題というものももちろんあるわけですが、これも、いま言いました主要な課題に沿ってこの財政のあり方というものを考えるべきではないか。福祉というのは国民の具体的な生活に立脚しなければいけないわけでありまして、そうした具体的な生活状況に立脚してきめこまかい行政が行なえ、そして住民の要望も取り入れられるというふうなことから考えますと、やはり地方自治体がその主たる担当者でなければならぬというふうに考えますので、地方自治体に財源を大幅に

配分する、いわゆる財政における地方分権主義というものを確立する必要があるのではないかと。そしてその場合の主体といえますものはやはり市町村であろうというふうに考えるわけでありま

す。市町村中心の財政主義というものが必要になってくるのではないかとこのように考えるわけでありま

す。もともと、県自体の行政的な役割りというものもそれ相応にあるというふうに思いますけれども、いま言いましたような、具体的な住民生活に立脚した福祉行政を推進するという立場からいいますと、やはり財政的にも最も弱い地位に置かれているところの市町村の財源拡充というものが、当面はもっと中心にならなければならぬのではないかとこのように考えるわけでありま

す。したがって、先ほど私が所得税の移譲というふうなことを申し上げましたけれども、この場合におきましては市町村へ移譲することが基本にならなければならぬのではないかとこのように考えるわけでありま

す。それから三番目に国保税のお話でございましたけれども、こういった社会保険関係の負担というものがいわゆる税外負担として次第に高くなってきておるわけでありまして、租税負担のほうは減税等におきまして考慮されているわけですが、地方におきましても国保税等の社会保険関係の負担というものはむしろ高まっていく傾向にあるわけでありまして、そうした点も国民の負担の問題として、その適切なあり方というものが考えられなければならないのではないかと。ことに国保税の場合には、課税標準といたしまして住民税が採用されているところがかなりあるわけですが、これも、この住民税自体、税率の構造などにおきまして十分な累進構造になっていないということ、それから所得の捕捉におきましても、給与所得者と事業所得者あるいは資産所得者との間の格差が大きいというような問題が反映いたしまして、どちらかといいますと勤労者に対して重くかかるような形になってしまっているわけでありま

す。この住民税のあり方の問題にも関連いたしますけれども、なお国保税の課税標準のあり方というふうなことにつきましても再検討が必要なのではないか、こういうふうなことを考えるわけでありま

す。○小川(省)委員 どうもありがとうございます。橋本先生にちょっとお伺いをいたします。私の受けとめ方があまり適切ではなかったのかもしれませんが、個人住民税の関係ですが、所得税と意味合いが違うので、比例税率といいますが、あるいはまたゆるやかな累進税率がよいのだというふうに思いますというふうなお話であったと思うのです。そういう形で所得に応じて分担をして、公共サービスを受受するわけでありま

すが、公共サービスとシビルミニマムとの関連ですね。当然シビルミニマムがあって、それにこたえるような公共サービスが行なわれなければならぬというふうに思いますが、公共サービスとシビルミニマムとの関連についてお尋ねをいたしたいと思

います。○橋本参考人 私が所得税と住民税と比較いたしましたので、所得税は所得の再分配を主としてねらい、累進的に課税されるべきである、住民税は、所得を課税標準にとるにいたしまして、地域の公共サービスに対する住民の嗜好は、弾力性はほぼ一くらいに考えて、ですからたとえば百万円の所得の人がかりに十万円とするならば一千万円の人は百万円といったような、そういう比例的な税率でいいんじゃないか。納税者の負担の公平というのは、所得税と住民税を合算した総税負担額が累進的になればいい、そういう形で所得税を住民税のほうに移譲することによって地方財源の充実もはかれる、こういった意味を申し上げたわけでありま

す。お尋ねの、シビルミニマムについてどのよう

に住んでおいても、国民としてある程度の生活水準を確保すべきサービスが国の手で行なわれておるべきであるということについては、私もさように思います。それをシビルミニマムということばでいうのか、ナショナルミニマムということばでいうのか、これは別だと思えます。とりわけ今日、都市生活をする際に、私の感じでは、個人個人の健康を確保するためのサービス、それから、やはり都市における住居生活がたいへんだと思えますので、住居生活に対するサービス、それから教育に対するサービス、そして最後に交通に対するサービス、こういったものが、都市の住民を問題にいたしますと非常に重要になってくると思えます。

そこで、そのようなものを提供する役割が、現在の地方財政の仕組みの中で、すべて地方団体の財政支出で行なわれるとは考えません。今日の交付税制度等にもございますように、先ほど申しました、どの地域においても最低限度のそういうサービス水準を確保するためのおっしゃるようなシビルミニマムという意味であれば、それを確保するようなのが全財源の中である程度そこへ投入されるべきである。私が、日常生活に密着した地方サービスが、その地域地域によって特性があるではないかと申ししたのは、当然そのシビルミニマムの上に乗って行くいろいろな特性といったようなものがある、こういう意味でございます。ですから、もし住民税を比例税にして、その結果税収が足りないというふうなことになるかとすると全く私の意図と違うわけでありまして、十分に税収を確保するという意味での比例税の主張でございます。

○小川(省)委員 ありがとうございます。

坂入先生にお伺いをいたしますが、住民税の課税最低限を引き上げるべきだということを言われました。私もそういう主張を常々委員会の中で言っているわけですが、私どもがいろいろ自治省の説明を聞いても、まあ、年々改善はされてきているわけでありませうけれども、これを少な

くとも前年度の所得税の課税最低限まで少なくとも同一にしなければならぬという主張をいたしているわけですが、なかなかそのところまでいっていかないわけですね。そういう意味では何とでも国の態度に対して私ども納得できないわけですが、いわゆる利益原則といいますが、それぞれ地域における負担の問題というものは均等割等もあるわけでございますから、そういう意味で、これを近づけていくためにどのようないわれる国に対するやり方をやっていたらよろしいのか、先生のお考えを若干お聞かせをいただきたいと思えます。

あと一つは、事務所事業所税の問題は、先生方、皆さんおっしゃったわけですが、私どもも当然事務所事業所税を一日も早く創設をすべきだというふうに思っています。今回の法人税の所得割税率にしたところで、これは全体的な問題であって、大都市におけるところの財源の充実という問題ではない。全体的の中で、たまたま大都市が比較的法人が多いわけでありまして、そういう形になるだけであって、大都市に対する、財源需要にこたえるために当然新設をしなければならぬというふうに思っています。確かにそういう意味では今回の措置は都市に対する財源付与になっていくわけですが、これではやはりほんとうの意味で、評価できるにしても、大都市の要請にこたえていないというふうにも私ども実は思っているのです。先生もそういう意味でおっしゃられたのだらうと思えますが、その点について私どもも回ちよつとお教えをいただきたいと思えます。

○坂入参考人 いただいた御質問の趣旨と私の趣旨と大体同じようなことだと思えます。

先ほど申しましたように、私自身が住民税の課税最低限の引き上げを言っております一番基本的な考え方、これはいわゆる賃金原則から導き出されておりました、いわゆる労働賃金それ自体というものは、労働者の労働力の再生産に要しますところの消費資料の価値によって決定されなければならぬ。労働者及びその家族が文化的な道徳的

な生活をするために必要な、そのときそのときの生活必需品の価格、こういうものが基準になるのがいわゆる最低生活費の問題であるかと思えます。住民税あるいは課税最低限の問題を見る場合におきまして、必ずしも政府あるいは地方団体ににおきまして、必ずしも課税最低限の明快な考え方というものはないわけでございます。この程度であれば生活ができるであろうということだと思えます。そこで問題になりますことは、所得税におきまして、その課税最低限は大幅に引き上げられており、そして地方税における住民税の課税最低限は、先ほど和田先生のお話にありましたように、逆に逆進的な形になっていくわけでございます。そういうような意味合いにおいて、住民税の課税最低限をできるだけ引き上げていかなければならない、こういう立場で課税最低限の引き上げを強く主張するわけでございます。それからもう一つ、たとえば先ほど触れました均等割の問題等もあるわけでございますが、要するに、住民に対して課税最低限を越えるような課税というものは福祉の立場から望ましくない、こういう立場で課税最低限の引き上げを強く言っているわけでございます。

○小川(省)委員 どうもありがとうございます。

○伊能委員長 小濱新次君。

〔委員長退席、中山(利)委員長代理着席〕

○小濱委員 最初に、税源の配分につきまして和田教授にお尋ねをしていきたいと思えます。

先ほども思いついた財源の配分ということをお尋ねするべきであるという御意見を拝聴したわけでございますが、この税源の配分は、御存じのように歳入の面では国が七、地方が三の割合、また歳出面では国が三、地方が七の割合になっていくわけですが、自治権を保障し、福祉政策を推進するために、その配分はどのくらいが適当とお考えになっておられるか、ひとつ御見解をお伺いをしたいと思います。

続いて、あと坂入教授に二点お願いをしたい、

こう思っています。これは基本的な考え方になるかもしませんが、今回政府は、公共事業の削減など総需要抑制策をとっているわけですが、この政策が地方自治体にストレートに反映するようになっていくわけでございます。これは住民の要望する事業まで一律に削減されており、住民福祉の立場から好ましくないと私も考えているわけですが、このように国の政策が地方自治体にもろに反映する政策についてどのようにお考えになっておられるか、御専門の立場からひとつお答えをいただきたいと思えます。

もう一点でございます。これも御意見の中に出ておったわけですが、東京都など大府県で法人事業税の不均一課税を行なおうとしているわけでございます。そこで、御説明では、市町村の法人住民税の減少を招き、交付税も実質的減額をされるという、弱小団体に影響を及ぼすということの御説明でございましたけれども、市町村が緊縮予算で四苦八苦をしているという御説明が午前中もいろいろございました。それにまたさらに減額を迫られるということは、これは問題であると私どもは考えているわけですが、そこで伺いたいことは、法人事業税、法人住民税のあり方についてどのようにお考えになっておられるか。この二点についてお答えをいただきたい、こう思っています。

○和田参考人 国と地方の財源配分の割合が、どのくらいが適当であるかというふうなお話でございますが、これは必ずしもばつとやうなことができないわけでありまして、まず国と地方との事務配分の問題がございまして、原則的に本来国が行なうべき行政事務については国が国の財源で行ない、地方自治体が行なうべき行政事務については原則的に地方自治体の財源でもって行なえというふうな原則によって事務配分が適切に行なわれて、その上で財源の配分が確定するというふうになるのではないかと、今日直ちに、国、それから県、市町村との間で、適切な事務配分のあり

方に従って再配分するということはなかなか困難なことでありまして、戦後も長らくそういうことが言われておりましたけれども、必ずしも直ちにやることができにくいところがあるというふうなことがあるわけでありまして、しかしながら、実態といたしますと、地方自治体の実際に担当しております行政が、いまもお話ございましたように全体の七割くらいまでございますので、そうした実態にかんがみて財源を拡大していくというふうな方向がとられなければならないというふうな意味合いでありまして、何対何であればいいということが、直ちに数字でもって言うことはなかなかむずかしいのではないかと、このように考えられます。

それからまた、よく言われますのは、半分半分といいますが、五〇対五〇ぐらいの割合にしたほうがいいのではないかと、このように言われておりますけれども、これもそういう意味合いでの根拠があつてというよりも、むしろ一定の段階的目標としてその程度を一応踏まえて先へ進みたいというふうなことであろうと思つております。

また、フィフティ・フィフティの配分であるというふうになりまして、これは言ってみればマクロの数字でありまして、国とそれから地方自治体全体の財源の配分関係でありまして、御承知のように、地方自治体の数というものはいま三千数百あるわけでありまして、それらの自治体それぞれによつてまた事情が異なつてくるわけでありまして、したがって、配分率だけでは問題は片づかないのではないかと、このように考えられます。

さらに財源配分の問題でありますけれども、財源を配分することにいたしますと、今日でもこれは主として都市団体の側から多く意見が出ていますわけでありまして、そういういたしますと、いわゆる地方自治体の財源のアンバランスというもののはかえつて拡大する結果になるわけでありまして、そこで、税財源だけではなくて、一般の財源としての地方交付税のあり方というものが同時に

にそこでは考えられなければならないわけでありまして、地方交付税の総ワタのあり方あるいは地方交付税の配分のあり方というものが同時にそこでは取り上げられなければならないわけであり、また地方交付税の配分のあり方というふうなものも今日のようなやり方ではなくて、地方自治体の代表者によつて自主的に再配分が行なわれるというふうな形にならなければならないと私は考えるわけでありまして、そういう意味で、一般財源全体として、地方交付税と税財源、両者を合わせて、具体的にそれぞれの地方自治体がその財政需要に応じられるかどうかということが最終的には検討されなければならないのではないかと、このように考える次第であります。

○坂入参考人 小濱先生の御質問にお答え申し上げます。最初の、第一点の問題は、政府の景気調整政策が地方財政にいろいろマイナスの影響を与えておる、こういうふうないわゆる仕組みがよろしいかどうか、適当であるかどうかというふうな意味合いかと存じます。

私は、最近の異常な経済の実態からいたしまして、国が景気調整政策をとる、総需要抑制政策をとるといふことについては異論はないわけでございます。この総需要抑制政策は、言いかえれば国の事業をできるだけ削減をして、そして景気の刺激を避けるということが一つ、それからもう一つは、いわゆる異常に物価が騰貴をしておるというところ、資材の不足というふうな問題もあるわけでございます。資源の配分の面から見まして、国が事業量をそれだけ減少すれば、国の消費するところの資源が民間に回るべきである。そうすれば民間のほうで、特に地方の公共事業というものがそれだけ資材の入手がしやすくなるわけでございます。こういうふうな意味合いにおきまして、今回の総需要抑制政策におきましては、国が大幅に引き締めると同時に、たとえば起債等の面を削減をしまして、地方それ自身が住民の要望によつて、福祉の充実、いわゆる地域的なサ-

ピスを行なわなければならないところの投資分を減少させておるということについて、政府の政策が非常に間違つておる、こういうふうな考え方をさせていただきます。要するに、地域の住民の最も切望するところの公共的な投資については優先的に、いまの異常な状態においても行なわなければならないか、このように考えるわけでございます。それから第二点の、いわゆる法人住民税ないしは法人事業税でございますが、これは当然法人が受けるところの課税でございます。それから、この制度は別にいい悪いを申すわけではございません。ただ問題なのは、最近の企業の流れ、企業の経営の態度からいたしまして、いわゆるつくった物の不足というふうなことで非常に大きく不当な利益をおさめておるような状態が実情でございます。こういうふうなことからいいますと、今各地方自治体がとっておりますところの超過税率適用というふうなことについては、ある程度現在の社会の流れの中におきまして是認をされるべきものであると思つておられます。ただ問題なのは、こういうふうな税のほかに、法人税も増徴になっておられますし、法人の国及び地方の全体の税負担が異常に高まるということ、これが次の段階におきまして、法人の立場からすればそれを商品に転嫁をするおそれがあるわけでございます。現在の大法人は税金を商品に転嫁しておるというの常識でございますので、この点についての調整をはかるといふことができれば、大企業等に対する超過税率を用いての課税というものは当然行なうべきである、このように考えるわけでございます。

を引上げよという御意見でございますか。あるいはまたそれは別個な所得税の単独の移譲措置を講ぜよ、こういうふうにおっしゃるのでございますか。その辺をお伺いいたしたいと思います。それから次は橋本先生にお伺いいたしますが、地方税の原則として四つほどおあげいただきました。その中で、最初の地方自治の原則、これは具体的にはいわゆる負担分任の精神ということでございますが、これが現在の制度の中であらわれておりますのは住民税の均等制である、こういうふうに通常考えられるわけでございます。ところが現在の均等制はきわめて低い金額である。しかも特に個人につきましては二十九年にきめられたまま今日まで至つておる。今日の物価あるいは貨幣価値、こういうふうな面からいいますと、おっしゃるような負担分任の精神を具現するような制度であるのかどうか。またそういう点からいいますと、はたして現在の住民税の均等制が適当なのかどうか、あるいはそれがどの程度にあつたらいいというふうにお考えになつておるのか、その点をお伺いいたします。

○中山(利)委員長代理 折小野良一君。折小野委員 三先生のお話をお伺いいたしました。一問ずつ御質問いたしたいと思つておりましたが、一問ずつ御質問いたしたいと思つておりましたが、一問ずつ御質問いたしたいと思つておりましたが、一問ずつ御質問いたしたいと思つておるわけでありまして、したがって、先生の御意見は現在の三二%の交付税率

それから坂入先生にお伺いいたしますが、電気ガス税について御意見をお伺いいたしました。一面において生活費に課税すべきではないという基本的な考え方があろうかと思つておられます。そしてまた、現実問題として電気ガス税、特に電気税ですが、これは地方にとつてみますと最も普遍的な財源である。しかも最も取りやすい財源である、こういうことなんでしょうか。現実にはその辺を何とか調整しなければならぬということになるわけなんでしょうか、先生ひとつ、制度的な調整と申しますか、そういう面についてお考えをお持ちでございますらお聞かせをいただきたいと思います。

○和田参考人 ただいまのお話ですけれども、所得税の移譲の問題といふのは幾つかの点から問題になつておるのではないかと、このように考えられます。一つは、端的にいつて財源問題でありまして、四十九年度の収入見込みでも四兆七千億円の程度

を引上げよという御意見でございますか。あるいはまたそれは別個な所得税の単独の移譲措置を講ぜよ、こういうふうにおっしゃるのでございますか。その辺をお伺いいたしたいと思います。それから次は橋本先生にお伺いいたしますが、地方税の原則として四つほどおあげいただきました。その中で、最初の地方自治の原則、これは具体的にはいわゆる負担分任の精神ということでございますが、これが現在の制度の中であらわれておりますのは住民税の均等制である、こういうふうに通常考えられるわけでございます。ところが現在の均等制はきわめて低い金額である。しかも特に個人につきましては二十九年にきめられたまま今日まで至つておる。今日の物価あるいは貨幣価値、こういうふうな面からいいますと、おっしゃるような負担分任の精神を具現するような制度であるのかどうか。またそういう点からいいますと、はたして現在の住民税の均等制が適当なのかどうか、あるいはそれがどの程度にあつたらいいというふうにお考えになつておるのか、その点をお伺いいたします。

財源があるということになっておりますので、そうした財源が地方自治体に配分されるならばかなり配分割合が変わるであろうという意味合いで、この財源問題から移譲問題が出されてきているということだろうと思ひます。

それからもう一つは、税制の公平の問題でありまして、公平の問題と財源とはある意味では結びついておりまして、先ほどの東京府の「新しい個人住民税について」というような答申を見ましても、この公平の問題と財源の問題とがあわせて考えられておるわけでありまして、これは、所得税と住民税との課税最低限の格差の問題、これが一本化することによって解決し得る。それから税率における累進構造の低さといひますか、累進度の低い実態といふものが住民税のほうにはあるわけでありまして、この問題が解決できる。それから分離課税によるところの、地方自治体の収入にならない資産性所得も地方自治体の財源として把握できるといふ点もあるわけでありまして、それからさらに、問題になっております現年課税の問題というのがあるわけでありまして、これは公平の問題といふことになりかと思ひます。これは公平の問題といふよりも、むしろ財政問題といふふうにかりにいっててもよろしいかと思ひます。それから、そうした問題があるわけでありまして、それからさらに、納税者にとっては、やはりそれぞれの納税者が負担した税額が自分たちの身近で支出される、使われているという、こういう納税者の財政に対する関心度を高めるという意味合いからもこの問題は考えられるのではないかと、いふふうにいわれているわけでありまして、いずれの点からいひましても、私はそれに賛成したいわけでありまして、

地方財源として移譲する場合には法人税か個人所得税かという問題があるわけでありまして、けれども、法人税に比べますと所得税のほうが普遍性に富んでいるわけでありまして、いずれの地域におきましても、その住民がそこに生活しているという意味合いで、はるかに普遍性に富んでおります

し、またいわゆる安定性におきましても、法人税のような景気によるところの変動性が少ないという意味合いで地方税に適用してはならないかというように考えるわけでありまして、これを東京都の新財源構想研究会のようにならば五十対五十で移譲するか、あるいはほとんど一〇〇%に近いところまで移譲するかというところはともかくといたしまして、かりにそのように移譲した場合に、交付税の財源に対して一定の反映があるということとは言までもないところでありまして、そのままにしておきますと、当然交付税財源のほうが少ないということになるわけでありまして、

しかし、この場合には交付税の基本的な制度そのものが変わらざるを得ないわけでありまして、今日の税制を前提にいたしまして、三税の三三三というものが交付税率として定められているわけでありまして、そうした基本的な税制が変更される場合には、交付税のワックといひますか、交付税率といふものは基本的に再検討されなければならぬことは当然であります。また、交付税率という形で一定の、国税にリンクさせてその交付税財源をきめておくという、こういう制度自体が妥当かどうかという問題もあるわけでありまして、むしろ下からの積み上げ方式によること、一般財源の補てんとする形にしていこうということのほうに望ましいわけでありまして、

それからさらに、交付税の財源がそれによって少なくなるのではないかと、いふお話もあるかと思ひますが、しかしながら、この所得税を移譲することによってかなり多くの自治体が不交付団体になることは明らかでありまして、特に大都市地域においては不交付団体になるわけでありまして、大都市の周辺地域のいわゆる衛星都市におきましても、これは必ずしもそうはなりませんけれども、大都市団体においては今日のように交付団体であるという実態そのものがおかしなわけでありまして、これは財源的に自立して当然である、財源的に自立する方向に持っていくべきである。そういったしますと、不交付団体になった分に

ついては当然交付税財源が浮くということになるわけでありまして、交付税を集約的に、過疎地域でありますとかあるいは財源の貧困団体に対して大幅に配分を高めるといふことが可能になってくるのではないかと、このように考えておる次第であります。

○橋本参考人 地方自治の原則について均等割との関係はどう考えるかということをごさいます。私、申し述べましたのは、地方自治の原則といふのは、必ずしも均等割だけで具現しようといふのではなくて、住民税あるいは事業税にして、地域においてその地域社会を築き上げておる、法人、個人を問わず、住民がその地域社会を自分の負担した税金ですということでありまして、ただし、それを最も端的にあらわすのが均等割であるという説については私もそのように考えます。およそ、税金といふものを単に負担だけからとらえる点について、私はそう考えないで、負担と公共サービスに對してとらえなければ、負担の面からとらえますと非常に問題が起るわけでありまして、その意味では、住民税の中にはある意味では会費と申しますか、地域社会をつくり上げておる会費的な要素も多分にあるわけでありまして、そういう意味で考えますと、税金を負担の面だけからとらえる説からはおそろしく廢止論が出てくると思ひますが、私は公共サービスに對して住民税といふのを考えたいのでございまして、当然均等割を是認すべきである、こう思ひます。

そうしますと、一年間に大都市で六百万円、県民税と合わせて七百万円、中小都市で年間四百円といふもの、あるいは県民税と合わせて五百円といふものが、資料によりまして、均等割だけの納税義務者が三千六百万人ほどいる。所得割の納税義務者が三千三百万人ほどいる。こういう差があるわけでありまして、均等割だけを徴収するといひますと、おそろしく徴税費用にも満たないといふようなことですから、現在の物価情勢、所得水準等から考えて、底分の負担引き上げが議論しては出てくる。たとえば、それはわれわれがき

めることじゃないと思ひますけれども、かりに六百万円が二千円になったからといって、それを負担が上がったという議論はあまりにも近視眼的な議論であると思ひます。

ただ問題は、現在の所得に対する考え方が、諸外国では、イギリスにおいてもアメリカにおいても、タックスレジットだとか逆所得税だとかいふようになって、ある一定水準の所得までは税金を返して、その所得を積み上げていこう、そこから所得税を取ろう、こういう思想が世界的に一般化しつつある。そうしますと、そういう理想的な形を言わしていただければ、一つの逆所得税等を実行して所得分配を公平にしておいて、その上で、二度手間ですけれども、皆さん二千円なら二千円の住民税を出してもらいましょう。そうすると、自分が出して、公共サービスを受けて、地域社会を築いていくという、ほんとうに地域を愛する気持ちも出てくる。

一方で、所得の把握が非常に問題がある。先ほど和田さんからも出ましたが、たとえば譲渡所得等が抜かれていたりしておられますので、税源そのものがほんとうの意味の所得じゃない。課税所得そのものがほんとうの意味の所得じゃないという問題があったりいたす。そこでそういうときに、均等割だけという納税義務者は比較的勤労者の、しかも多分若年労働者とかあるいは婦人労働者とかいふような所得の低い方がございまして、そこにかけるのは政治的にいかがあるか。いわばそれは税の理論ではなくて、政治的なあるいは国民感情といひますか、そういうものを重視しますと、一方でそういう廢止論も出てくるだらうと思ひます。あるべき姿としては、所得分配を公平にした上で、公共サービスに対する財源を住民が出すということは、自治の精神を具現する意味においてきわめて望ましいことだ、かように考えます。

○坂入参考人 電気ガス税についてのお尋ねでございますけれども、お答え申し上げます。現在の電気ガス税は、先ほど申しましたように

生活必需品でございますので、私は廃止が望ましいと思っております。と同時に、余談になりますけれども、たとえば水道の場合におきまして、地方団体が特別会計を持っておりますが、非常に赤字が出ておりました、これから水道を引く人たちに對して分担金を非常に多く取っておる。こういうようなこともいわゆる税外課税のようなことで、好ましいことじゃないと思っております。

そこで、電気ガス税を廃止をして、それにかわるべき税があるかどうかというふうなお尋ねかと思っておりますが、いままぐ電気ガス税を廃止して、それに対応するところの税の構想があるわけではございません。たとえば、思いつきでございますけれども、家庭で使う電気は生活必需品でございますし、企業で使うところの電力はこれは生産の材料でございます。そういたしますと、それ以外で使うところの電気、いわゆる娯樂的なものに使う電気、あるいはネオンサインとか、こういうようなものについてはそれに対して税を取ってもよろしいのじゃないだろうか、こんなような感じを持つわけでございます。十分なお答えになつてないかと思つていますが、これで御了解いただきたいと思つております。

○折小野委員 ありがとうございます。

○中山(利)委員長代理 参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見をいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

次回は、明十五日金曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十二分散会